

令和4年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年3月8日(火曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 森澤 文王	6番 今井 清
7番 村田 桂子	8番 榎本 真弓	9番 森本 信明
10番 滝沢寿美雄	11番 今井 英昭	12番 田中 三江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 櫻井 豊	建設環境課長 篠原英男	産業振興課長 今井一行
会計管理者 羽場厚子	たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁
農業委員会長 今井卷男		

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 羽場雅敏	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午後3時52分

(午前10時00分 開議)

議長（田中三江君） おはようございます。これから本日3月8日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継を許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（田中三江君） 日程第1 一般質問を行います。

本定例会には、7人の議員から一般質問の通告がなされています。

本日は通告順5番まで行います。

質問は通告順に一問一答方式で行いますが、議員各位並びに町当局は、実質的な審議を尽くされますようお願いいたします。

なお、質問時間は、答弁を含めて60分以内です。

それでは、順番に発言を許可します。

初めに、6番、今井 清君の発言を許します。

件名は 1. 過疎と人口減少対策への取り組みについてです。

質問席から願います。

〈6番 今井 清君 登壇〉

6番（今井 清君） おはようございます。6番、今井 清です。通告に従いまして、質問をいたします。

1月19日の新聞報道で、総務省は過疎法で財政支援する市町村に、長野県内では立科町を追加することを決定しましたと報道がありました。過疎地域とは、人口減少により、その地域で暮らす人の生活水準や生産機能の維持が困難になってしまう状態の地域のことを言います。過疎地域は、人口減少により、教育、医療、防災など、その地域における基礎的な生活条件の確保に支障を来すようになると同時に、産業の担い手不足などにより、地域の生産機能が低下してきた状況でございます。

当立科町も、国が判定する過疎地域に該当してしまった暗く、悲しい現実を受け止めなければなりません。このことは、当然、今まで人口減少対策に効果の上がる政策を行ってこなかったのではないかと問われる問題と考えていますが、町長は、どう捉えているのか伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。町は、急速な人口減少を緩やかにするように、移住定住施策をはじめ、これまで多くの施策、事業を行ってまいりました。特に、平成27年度からは、人口ビジョンで人口減少率を抑制していく具体的な推計値を設定し、それを実現するため、総合戦略を策定して、施策、事業を進めてまいったところでございます。

これまで行ってきた事業は、一定の効果はあったと考えておりますけれども、出生、死亡の差による自然動態の急激な減少や、これまでの東京一極集中が進む中での社会動態の減少に歯止めとなるだけの事業にはなっていないかと、私も捉えております。

そして、当町は、本年4月から、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の過疎地域に追加されることとなります。この法律は昨年4月に施行され、過疎地域を都市とは別の価値のある空間と捉え、豊かな地域資源の活用と人材の育成・確保により、持続可能な地域社会の形成及び地域活力のさらなる向上の実現に向けて、総合的かつ計画的に推進を図るものであります。

この法律により、本年4月から過疎対策事業債等の各種財政支援をはじめ、支援措置を国から受けることができます。この支援を追い風として、これまで進めてきた移住定住や、子育て支援をはじめ、産業振興、生活環境、保健、福祉、防災、教育などの施策を加速化させていきたいと考えております。

その具体的な施策につきましては、現在策定している過疎地域持続的発展市町村計画でお示ししますが、作成に当たっては、全課を挙げて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（田中三江君） 途中でありますが、この本日の会議において、信濃毎日新聞社の取材も許可してあります。

今井 清。

6番（今井 清君） 今のご答弁でなかなか歯止めまではできなかったという答弁でございます。

さて、今回、立科町が過疎地域に指定となったのは、国が定める人口減少地域に認定される認定基準に該当したということになりますが、具体的には、どのような基準で該当したのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

過疎地域は、人口要件と財政力要件の2つの要件を満たした場合に国が指定します。

まず、人口要件は、5年ごとの国勢調査の人口を基に、40年間の長期と、25年間の中期の人口減少率のどちらかが、国が示した基準値に達しているかで判断します。長期40年間では、昭和55年から令和2年までの人口減少率を算定し、当町は20.8%で、

基準値は25%以上であるため基準値を下回り、要件を満たしておりません。

しかしながら、中期25年間では、平成7年から令和2年までの人口減少率を算定し、当町が24.1%で、基準値は23%以上であるため23%を上回り、人口要件を満たしております。

そして、財政力要件は、財政力指数で、当町は0.36で、全市町村平均の0.51以下が基準値であり、基準値を下回り、財政力要件も満たしております。

当町は、昨年11月末に確定した令和2年国勢調査結果により、この2つの要件を満たし、本年4月から過疎地域に追加されることとなります。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 令和2年の国勢調査で、人口減少率が該当してしまったということだと思います。

立科町は、過疎地域に人口減少要件により該当してしまったわけですが、今までは、過疎地域にならなかったと思いますが、それは、どのような理由があったのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

この2つの要件のうち、財政力指数は、従前から基準値以下で推移していましたが、人口要件は、今、おっしゃったとおり、これまでは満たしておりませんでした。

今回は、中期である令和2年国勢調査人口と平成7年人口との比較で、国が定めた基準を満たし追加されております。そして、人口減少率は、通常であれば、長期のほうの数値は高くなる傾向がございますが、当町は、平成2年、7年、12年が8,700人から8,600人で、それ以前に比べ、300人ほど増加しております。そのため、この3回の人口と令和2年の人口を比較すれば、基準値の23%を全て上回りますが、それ以前の昭和60年、55年、50年、45年及び平成17年以降の人口と比較しても、基準値の23%を上回ることはいけません。この年代に人口が多い背景には、当時の観光産業の進展や大城住宅団地の分譲等があったと捉えております。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今の説明でもございましたが、私は、今まで立科町が過疎地域にならなかったのは、1995年の平成7年に、大城住宅団地の分譲が始まりまして、それから、順調に販売が進んで、2年後に立科町16番目となる大城区が誕生したことが大きな成果だったのではないかと考えています。先ほどの説明の中でも、人口が300人ぐらい多分急激に増加したということが回答だったと思うんですが、今から25年ほど前のこととなります。当時、私は、たまたま担当課に在籍していましたので、今でも覚えておりますが、平成7年の1月に、阪神・淡路大震災が発生しまして、分譲がそれ以降であったことから、県外者から問合せが多く、瞬くうちに多くの分譲地が埋まってしまったと記憶しています。このことは、当時、移住定住の政策を考えていた当町の町

行政の大きな成果だったのではないかと考えています。その結果、2000年、平成12年の立科町の国勢調査人口は8,609人となっています。当町の人口が8,000人台で維持されてきたわけでございます。

しかし、2000年の平成12年から2020年の令和2年にかけての直近の20年間の人口推移を見ますと、2000年が8,609人の人口が、それから、20年後、2020年、6,617人となってしまいました。およそ全人口の4分の1に当たる2,000人弱の人口が減少となってしまいました。1年に100人近くが減少し、坂を転がり落ちるように人口減少が現在も続いています。大城住宅団地造成以後、効果的な人口減少対策を行ったと言わざるを得ないこの現状について、どのように捉えているのか、人口減少社会に向かうことは何十年も前から分かっていたことで、それに向けて手だてはないのか、課題は何か、町長に伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

先ほど、私、冒頭申し上げましたとおり、急速な人口減少を緩やかにするようということで、移住定住施策を進め、これまで多くの施策、事業を行ってまいりましたことは、ご覧のとおりであります。

移住定住施策の具体的な取組につきましては、移住相談、移住専用サイトやパンフレット等による情報発信、土地開発公社による住宅造成、分譲、空き家バンク、空き家利用促進補助金、新築住宅補助金、本年度創設した奨学金返還支援助成金に至るまで、様々な事業に取り組んでまいりました。決して手だてを講じてこなかったわけではございません。

また、課題としては、当然鉄道の駅や高速道路のインターチェンジがない、平らな土地が少ないなど、立地や地理的要件もございしますが、移住希望者がいても、住む場所がないということが一番大きな課題と認識をしております。移住希望者の多くが望む賃貸住宅の供給が当町には少なく、移住者の住環境はまだまだ足りない状況であるというふうに捉えております。

そこで、移住希望者の多くが望む賃貸住宅の供給量を増やす必要がありますが、一層の空き家の利活用はもちろんのこと、民間事業者への働きかけ等を行うとともに、令和4年度において、町営住宅改修等計画の策定の中で、新たな施設の建設も含め検討をしていきたいというふうに考えております。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今の町長のご答弁の中で、移住の気はあるけど住むところがないと、住環境の整備が喫緊の課題であると、私も同感であります。その考えに基づいて政策をしてもらえばいいかなと思うんですが、当町の問題を見ますと、人口減少に大きな影響を与える立科町の出生数の推移はどうなのかということは、その現状がとても気になるところでございます。特に、最近では、コロナ禍で日本の出生数が大きく落ち込み

まして、2021年の出生数が過去最少の84万人との報道が先日ございました。前年と比較して2万人、3.4%全国で減ってしまったということがございます。当立科町の直近5年間の出生数の推移については、どうなっているのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

直近5年間の出生数でございますけれども、暦年で平成29年が27人、平成30年が34人、令和元年が28人、令和2年が36人、令和3年が36人でございます。

なお、コロナによる影響ということもございますけれども、私どもで承知している限りでそのようなことは見受けられておりません。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今のご回答の中で、二十何人とか30人とか、本当に少ない人数だと私は思っています。この現状のままですと、出生数の減少に伴いまして、町の未来を担うとされる子供たちの数が年々減少し、小学校の学年が1クラスになってしまうおそれが出てきていると承知をしています。来年度、入学児童数並びにこの先、5年後の対象児童数の推移と併せ、学級編成を今後どのように考えていらっしゃるのか、教育長に伺います。

議長（田中三江君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答えいたします。

小学校の児童数の推移でありますけれども、令和元年度が46名、令和2年度が44名、3年度が49名でありました。来年度は35名の予定であります。

その後は、現時点で把握している児童数につきましては、令和5年度が51名、令和6年度が30名、令和7年度が37名、令和8年度が25名、令和9年度が34名の見込みであります。

学級編成につきましては、国県の示す学級編成標準に基づき、1学級35人で編成することが原則であります。町では、児童一人一人をきめ細やかに指導するために、令和4年度より学級編成標準を町独自の施策としまして、1学級30人で編成することとしたところであります。今後は、この基準により、通常学級の編成を行うこととなるということになります。

児童数の減少により、学級編成に関わって懸念されることもあるというご指摘ではございますけれども、児童数、いわゆる人員の多寡によるメリット、デメリットは、どちらにもあるわけでございます。これなら絶対だというような人数が数字的に根拠もないのも現状かなというふうに思っています。しかしながら、何らかの基準がありませんと学級編成はできませんので、町では今回30人学級ということにしたところでございますけれども、これが、今のところこの標準が適切かなというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） このご答弁で、町では30学級ということで、来年は、新年度は一応2クラスということにさせていただくようにとてもよかったなと思うんですが、通常1クラスということにもしなれば、様々な児童の成長過程に大きな影響が起きるのではないかと、私は考えています。クラス対抗等はできなくなりますし、クラス替えさえできない状況が生まれてしまうことによって、小学校の6年間、中学校3年間、9年間ずっと同じ顔ぶれで過ごさなければならない状況となります。もし学級崩壊とかいじめの問題が発生すれば、本人は逃げようがない9年間となるおそれさでございます。このようなことが起こらないために、子育て支援を充実させて、若い世代をいかに定住させるかが鍵になるのではないのでしょうか。今の子育て支援対策は、現在適切に行っているのかどうか、どう考えている、適切だと思っていられるのか、町長に伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

町の子育て支援につきましては、従来から時節に即し様々な施策を実施してまいりました。施策は、それぞれの支援目的に沿った相応の成果があったと考えております。本年度は、より実態に即した子育て支援を推進するために、昨年度設置しました子育て世代包括支援センターを核に、子育て環境や子育てに関する相談を通じ、ニーズの把握を行い、一貫性のある子育て支援策について検討を行っているところでございます。

以上であります。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） さて、両角町長は、立科町のまちづくり創生会議の政策提案に従って政策を実行したいと公言をされています。私は、移住定住促進部会の部会長として1年間9名のメンバーで部会を開催し、昨年3月に提言書を取りまとめ、町長に提出いたしました。私、当然、予算の中で反映されるものと認識をしておりますが、その中で子育て支援について15項目の提言を行いました。政策として実行されるもの、また、実行する予定がある項目について、町長に伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

皆様にご協力を頂きまして、まとめていただきましたまちづくり創生会議において、子育て支援の提言を頂いたところでございます。既に実施したものとして、本年度では、チャイルドシートの交付年齢の制限を撤廃しまして、使いやすい制度に変更をいたしました。また、令和4年度には、出生児童の健やかな成長を願うとともに、子育て支援と人口増加や定住促進に寄与することを目的に、出産祝い金制度を創設いたし

ます。

これら現在まで進めてきたのを、また予定しているものでございますが、今後におきましても、それぞれ必要な部分、それから、緊急性のあるもの、そういったものを加味する中で考えていきたいというふうに考えております。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） チャイルドシートと出産祝い金、ぜひこれを取り上げてもらいたいということをしてすぐ実行していただいて、大変ありがとうございます。こういうことが続かないと、やっぱり創生会議で、15項目も提言しましたので、ぜひ実行に移していただいて、その声が地域の若い世代につながるような政策を取ってもらいたいなと思っています。

さて、提言書の内容については、若い子育て世代の声を政策に反映させてほしいということから、最も重要な項目の第1番目の提言としましては、保育園、小中学校保護者との懇談会を定期的に年1回開催されたいと提言をいたしました。これは、これまで実施されておりません。コロナ禍で大変難しい状況であることは十分承知をいたしていますが、今、若い世代は、オンライン会議が当たり前の時代になっています。私たち議会でも、昨年オンライン懇談会を開催いたしました。初めての試みでしたが、実際オンラインで十分懇談会を行えるということが、実感として私分かりました。役場庁舎内には、オンライン会議の設備が整っていると承知していますが、子育て世代とのオンライン懇談会を開催するつもりはございませんか、町長に伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

子育て世代である保育園、小学校、中学校の保護者のご意見、あるいは要望、そういった関係につきましては、施策立案に当たり有意義だというふうにも考えております。そういった機会を設けるとしても、意思疎通を図り、機微な懇談とするためには対面で行うことがよいのではないかというふうに、私は思っております。

現在、議員おっしゃられるように、コロナ禍で難しい状況ではありますが、終息状況を見ながら検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 懇談会は、全然開催されていらっやらないんです、コロナの関係で。それだから申し上げているわけでございます。この時代に合った方策を考えて、またこれが延びてしまう、終息を待つということになれば、懇談会が全然開かれないう状況が生まれてしまうんじゃないかと、私は思っておりますので、オンライン懇談会って、今できることを考えてやるべきじゃないか。それが、若い世代の声を聞いて、政策に反映させることが一番重要じゃないかと、私は思っています。そうでなければ、子育て世代の声を聞かない政策となれば、少子化はとまらないわけでございます。そのために、今申し上げているんですが、もう一度、ご回答をお願いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 先ほど私の答弁の中で、このオンラインの関係について答弁をしなかったわけでありませぬけれども、決してそれが悪いということを行っているわけではなくて、もちろんオンライン方法もございますけれども、やはり、私は、人間が人と人が対面でしっかりと顔と、目と目を合わせて、お互いのやっぱり思いをしっかりと伝えるということが大事だというふうに、日頃から私は思っております。そういった意味でオンラインというのは、どちらかという、その場に居合わせるわけではありませぬので、要望だけは言うことはできるかも分かりませぬけれども、その思いがしっかりと伝わるかどうかという点で、私はその方法を取っていないということでありませぬ。

このオンラインの方法は、会議とか、あるいはいろんな場面の中で必要な部分は当然ありませぬ。これから大事だというふうに思っております。その辺のところは、これから加味しますが、ただ、もう一点は、保育園、小学校、中学というのは、保護者と教育者、あるいは保護者と行政マンとの、そういったことが全く行われていないわけではありませぬので、そういった意味からも当然吸い上げることはできます。今後、そのオンラインという問題が必要という判断をすれば、またお示しをしたいというふうに思っています。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） コロナで状況が刻々と変わっている状況でございますが、これ若い世代の声を聞くということを政策に取り入れないと、人口の減少はとまらないと、私は考えているので、その辺十分これから検討していただきたいと思っております。

さて、次に、移住定住の促進政策について伺います。

移住定住促進部会の提言では、8項目の提言を行いました。1番目の項目に、移住に結びついた仲介者に対しての報奨金制度を創設されたいと提言しています。これは、一般の町民の皆さんや、民間の力を借りて移住政策を進めてほしいと願うものでございます。8項目の提言のうち、政策として実行されるもの、また、実行する予定である項目について、町長に伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 町長ということでございますが、細かな内容等もございませぬので、私からお答えさせていただきます。

まちづくり創生会議の移住定住促進の提言につきましては、実施したものは3、移住後のトラブルを防ぐため生活情報を提供されたい、4、ホームページ等で町の住環境条件のよさをアピールされたい。6、立科町移住・定住アンバサダー制度の充実を図られたい。8、宅地建物取引業者等の民間事業者との連携をされたいであり、まちづくり創生会議以降、会議で出された具体的な意見等を参考に、充実・強化を図りました。そして、今後も引き続き、それらの充実に努めてまいります。

また、実施する予定のものは、2、移住者の賃貸物件を確保されたいであり、令和

4年度に、移住者向け長期滞在住宅整備事業を実施する予定で、上青木教員住宅2戸を空き家活用のモデルとして改築を行い、2世帯分の住居を確保します。

さらに、空き家改築の様子をワークショップや蓼科ケーブルテレビ等で情報発信し、空き家の活用のイメージを具体的に示すことで空き家バンク物件登録の促進につなげるため、事業を計画しております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 私どもも部会の中で様々なことを提言しました。当然、行政だけじゃなくて、民間、それから、地域住民の方の協力を得て進めなければならない問題だと考えていますので、その辺については、できるだけ協調体制を取ってしっかり取って、しっかり移住定住が進むような方向を検討していただければと思います。

さて、地域おこし協力隊に移住定住担当をお願いしていると思いますが、今の活動情報と担当課との連絡調整はどのように行っているのか、実際に成果が上がっているのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えします。

現在、地域おこし協力隊で移住定住促進担当の隊員は2名おりますが、1名は移住相談等も行いますが、テレワーク推進事業を中心に業務を行っておりますので、永田隊員についてお答えいたします。

空き家バンクの物件登録数は、一昨年度の8件、昨年度の5件に対して、本年度、これまでに16件、成約数も一昨年度5件、昨年度3件に対して、本年度これまでに10件と大きく増えております。特に成約に関しては、立科町移住定住促進サイト旅する移住にそれぞれの空き家がどんな空き家で、どのような活用ができそうなのかのコメントを隊員が入れ、また多くの写真を載せることで、購入や賃貸を希望する方がイメージしやすいようになったことも大きな要因の一つと捉えております。また、町かどオフィスを拠点に、移住や空き家の相談を受け、蓼科ケーブルビジョンや雑誌、田舎暮らしの本など、多くのメディアに取り上げられることで、町の情報発信にも努めていただいております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今、大変頑張っていっちゃって、成果も上がっているということでございます。空き家バンクに登録さえしていただければ、特に成約に結びつくケースがすごく多いということを、私も感じています。

さて、地域おこし協力隊員は、都市部から地域への生活の拠点を移して、立科町のために高い志を持って活動をされていると思います。しかし、地域おこし協力隊の任期は3年間でございます。せっかく活躍していただいても3年間が過ぎれば、国から

の交付金は出ないため、それ以降の身分保障はございません。これは、自立することができれば、今までの経験を生かして、立科町のために活躍されるだろうと、私は考えています。地域おこし協力隊員は、今までのスキルを生かして様々な分野で活躍をされています。私たちでは考えられないようなアイデアを生かして活動される様子からも、立科町にとってとても大切な人材であると、私は考えています。この制度ができてから、今まで立科町に多くの地域おこし協力隊員が在籍していましたが、任期終了後、現在当町に住んでいる隊員の割合は実際はどうなっているのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

3月1日現在で、これまでに地域おこし協力隊を退任した方は7名で、このうち町内に住民登録がある方は5名ですので、退任後も当町に定住する割合は約7割になります。なお、全国の平均は約6割でございます。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今のご回答で5名は残っていらっしゃる。ありがたいことだと思います。

ただし、2名の方は退任なさって、出ていかられてしまったということだと思うんですが、地域おこし協力隊員は、行政とのつながりもありますし、移住定住に結びつけることができる有望な人材だと、私は考えています。実際は、住む家が確保できなくて、やむなく転出されたというような話もちよっと耳にしました。立科町を選んできたいただいた人材を逃してしまったのではないかと考えられます。ぜひ立科町に定住されるように、行政として退任後の手助けをするべきじゃないかと、私は考えているんですが、住宅の確保等について便宜を図るつもりはございませんか、町長に伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

当町では、本年度から地域おこし協力隊起業等支援補助金を設け、任期終了前後の1年間を対象に、町内での起業や事業継承に要する経費に対して、補助率10分の10で、上限を100万円として支援を行っており、特別交付税措置を活用し、協力隊員退任後の就業、定住促進に努めておるところでございます。

また、定期的に隊員とのミーティングを行い、任期後の相談等も受けております。この補助金もこのような形の中から創設した経過もございますので、今後とも、協力隊員とのミーティングも重ねると同時に、こうした補助金の充実を図ってまいりたいというふうに思っております。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） この地域おこし協力隊員は、3年間一生懸命働いていただいているわけです。この方が全員立科町に残っていただくような定住するような仕組みをぜひつく

っていただきたいと思います。そうすれば、当然、若い方もいらっしゃるので人口増につながる最も有効な方法だと、私は考えています。その仕組みをつくることを、強く要請したいと思います。

次に、まちづくり創生会議の定住促進部会の提言の中で、空き家対策について伺います。

創生会議では、空き家対策・利活用について、12項目の提言を行っております。両角町長は、空き家対策について、特に重点項目として取り上げたいと公言をされています。まちづくり創生会議で空き家対策・利活用について提言いたしました12項目のうち、政策として実行されるもの、また実行する予定である項目について、町長に伺います。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） すみません、町長からということですが、詳細もございまして、私のほうから、ご説明、ご回答させていただきたいと思います。

まず、当建設環境課での取組についてご説明をさせていただきます。

1、広く意見を取り入れて、空き家等対策計画を策定されたい。これにつきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条、第7条及び空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針に基づき計画の策定をしております。

また、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織しており、現在、構成員は町長、立科町議会、立科町区長会、長野県司法書士会佐久支部、長野県建築士会佐久支部、長野県宅地建物取引業協会佐久支部、長野県佐久警察署、佐久広域連合消防本部、長野県土地家屋調査士会佐久支部、長野県佐久建設事務所、地域おこし協力隊の計11人となっており、現在まで2回の会議を開催し、ご意見を頂いているところでございます。

また、現在、立科町役場建設環境課窓口や町ホームページにおいて、立科町空家等対策計画のパブリックコメントを実施しておりますので、多くの皆様からご意見を頂ければと思っております。

次に、3、長野県と連携して空き家等対策及び移住促進をされたいにつきましては、平成28年度長野県と佐久地域の市町村及び長野県空き家対策支援協議会事業団体で空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき講ずる措置のほか、空き家の適正管理及び利活用に向けた取組を連携して行うことを目的に、空き家対策佐久地域連絡会を設置し、活動しております。

次に、4、空き家等対策の取組について、積極的に情報をされたいにつきましては、広報等で適宜情報を発信してまいります。

7、空き家所有者に対し、空き家の適正管理の行政主導をされたいにつきましては、空き家の適正管理が進むように、情報提供、助言、その他必要な援助を行い、空き家の所有者に対し、意識の向上を図ってまいります。

9、空き家解消に向けて地域住民と連携して空き家対策を実施されたいにつきましては、既に空き家等の情報提供を頂くなど、ご協力を頂いておりますが、今後も、地域と連携していきたいと考えております。

私のほうの回答は以上になります。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 続きまして、企画課として、まちづくり創生会議の空き家対策・利活用の提言につきましては、実施したものは、3、長野県と連携して移住促進もされたいであり、まちづくり創生会議に以降も県の楽園信州をはじめ各種移住セミナーへの、移住セミナー等へ参加して、移住促進を図っております。最近はコロナ禍でオンラインでの相談となっておりますが、今後も県と連携して移住促進を進めてまいります。

また、実施する予定のものは、8、町が空き家を購入または借り上げし、リノベーションした後、移住者に賃貸する取組をされたいであり、まずは利用していない町、町有施設を空き家活用のモデルとして改修を行い、2世帯分の住居を確保する移住者向け長期滞在住宅整備事業を令和4年度に計画しております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） ありがとうございます。ちょっと時間の関係もありますので、答弁は手短かに、的確にお願いできればありがたいと思います。

当移住定住促進部会で提言された部分がたくさんありますが、できるだけ内容を確認していただいて、的確な政策につなげていただきたいと思います。

昨年、令和3年度で空き家対策調査をされたと思います。これについては空き家対策実態調査290万、空き家対策の計画策定に446万、計736万円を計上されておりました。それに基づいて業者委託されていると承知されていますが、空き家実態調査の結果は、具体的にはどのような状況だったか、その公表等について担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

空き家実態調査につきましては、中尾美上下地区から以北地域の戸建ての建物で、専用住宅及び併用住宅を対象に情報提供があったものと町の調査で確認されたものを合わせた310棟について実態調査を行いました。

実態調査の結果としては、空き家の可能性が高い建物が249棟あることが確認されました。

調査結果の概要については、空き家判定基準や各行政地区ごとの棟数について立科町空き家等対策計画に掲載しており、既にパブリックコメントにおいて公開しているところでございます。

立科町空き家調査及び空家等対策計画策定業務につきましては、6月15日入札を行

い、契約後、業務を行っておりますが、現地調査やその他まとめの時間がありましたので今回のパブリックコメントの公表になっております。

以上になります。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 空き家調査では、老朽化などにより倒壊などの危険度判定も行ったと承知しておりますが、緊急度は極めて高い恐れのある空き家はどのくらいあったのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

空き家実態調査で空き家の可能性が高い建物となった249棟について、敷地と建物の外観状況を確認し、老朽度及び危険度の調査を行い、不良度ランクを判定しております。

判定結果はAランクからDランクの4段階とし、Aランクの小規模の修繕により再利用が可能は7棟、Bランクの管理が行き届いておらず損傷も見られるが当面の危険性はないは98棟、Cランクの今すぐ倒壊や建築材の飛散等の危険はないが管理が行き届いておらず損傷が激しいは123棟、Dランクの倒壊や建築材の飛散などの危険が切迫しており危険度が極めて高いは21棟でした。

以上になります。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） これは空き家対策特別措置法が作った中身については、困った空き家がどうしても全国であるつうことなんですよね。その解消のために作った法律でございます。今の回答の中で一番今すぐ対策しなければ危ないっていうようなDランクが21棟あるということなので、これについてはすぐ手を入れなくてはやっぱりいけないと私は考えています。

空き家等対策計画の策定については、空き家等対策協議会を設立する必要があるということで、先ほど説明で2回会議をしたということなんですけど、この設立経過の現状についてお伺いしたいと思います。

また、ちなみに私は建設環境課所管の委員長をしておるわけでございます。環境審議会や開発審議会など様々な審議会の委員を町から委嘱されておりますが、今回は担当課所管の委員長であるにもかかわらず、対策協議会の委員には選出はされませんでした。なぜ選出されなかったのか。委員の選考基準はどのように決められているのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

立科町空き家等対策協議会につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法第7条及び空き家等に関する施策を総合的、かつ計画的に実施するための基本的な

指針に基づき、立科町の状況や近隣市町村の設立状況を参考に委員を委嘱させていただいております。

なお、具体的な委員につきましては、各団体等へ委員の推薦等、相談や依頼をさせていただきました。

委員の任期につきましては、令和5年12月13日前で、現在まで2回会議を開催しております。立科町空き家等対策計画の策定についてご協議をいただいております。

今後は、計画の最終協議を行い、必要に応じて計画の変更や、そのまま放置すれば倒壊等を著しく保安上危険となるおそれのある状態である特定空き家等について該当するか否かを判定または、及び特定空き家等に対する措置の方針などを協議会で協議いただく予定になっております。

設立状況等につきましては以上になります。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今月末で令和3年度は終了するわけでございます。空き家等対策計画策定につきましては、近隣市では何年も前に策定して、もうその策定に基づいて対策を実行しているわけでございます。私は一般質問等で、令和元年6月の一般質問でも早く策定するように申し上げました。たしか空き家については3回目、私申し上げてると思いますが。

それにしても、いつになったらできるかっていうことでございます。ようやく昨年重い腰を上げて予算化されましたが、それも業者委託だと。あまりに時間がたつてると私は思っていますが、その点については担当課長はどのように思うんでしょうか、伺います。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

立科町空き家等対策計画の策定には、空き家実態調査や物件所有者の意向に関するアンケート調査が必要であり、時間がかかる要因ともなっております。

現在、パブリックコメントを実施しており、今年度中に策定する予定で進めております。

以上になります。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） ぜひ、もう3月が末にもなってしまうので、いずれにしても早く策定して、これは早く対策を打たないと結局空き家が解消されない。要は移住定住に結びつかない。住む家がないのに空き家ばかりいっぱいある。それが問題だから早くやってほしいって何回も言ってるわけでございます。そのために当然この空き家等対策については、本当に緊急度を持ってやっていただかないと、せっかくだ、今コロナで目がこちらへ向いてるんですよ。できるだけ地方にも移住したいって若い人もいるわけですから、やっぱり住む家がなければ当然来れないわけなんですよ。それについて

ては空き家の解消と併せてこれは実行するべきだと私は思っていますので、早急にやるべきだと思います。

空き家等対策計画の策定されますと、倒壊のおそれのある空き家等、空き家や防犯上並びに生活環境保全上、支障がある空き家は特定空き家と認定されます。行政指導の対象になるわけでございます。特定空き家に該当すると固定資産税の小規模の住宅特例の適用から外されまして、最大で6倍に固定資産税が上がると聞いていますが、空き家所有者へ、この固定資産税が上がることについて周知は徹底されているのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

空き家法におきましては、適切な管理が行われていない空き家が放置されることへの対策といたしまして、議員がおっしゃるように固定資産税の特例の措置を解除することとされております。

具体的には、町長が特定空き家の所有者等に対して周辺的生活環境の保全を図るため必要な措置を勧告した場合に、当該特定空き家に係る敷地について固定資産税の住宅用地の特例の対象から除外するものでございます。空き家法の目的を達成するため、当町におきましても空き家等対策計画の策定を、先ほど来答弁ありましたように進めておりますので、周知内容、また、方法等につきましては、計画の策定時や今後の納税通知書発送時など、幾つかのタイミングによりまして広報紙やホームページ、また、チラシ等による周知を工夫したいと考えているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） もう間もなく固定資産税の納付書の発送時期にもなるわけですから、これについてはすぐ対応しないとどんどん遅れてしまうっていうことなんですよ。住民に詳しい内容を、特に所有者については町外者の方が多いと承知していますので、できるだけ早期に対応していただきたいと思います。

空き家対策については、協議会は建設環境課、空き家バンクは企画課、固定資産税は総務課となり、課を横断しての対策が必要となりますが、そういった中で職員体制は今後どのようにするつもりなのか、副町長に伺います。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

空き家対策に関する職員体制とのことですが、現在はそれぞれの担当課が横の連絡を図りながらそれぞれの業務を担っているところであります。また、一つの部署で業務を担えばよいかなどというふうにも思いますけれども、当町の規模であったり職員体制であれば難しいところであります。

今後におきましても、それぞれの担当部署において、さらに連携を深めて業務を運

営していくことが求められておりますので、必要に応じまして打ち合わせなど連携し対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） これは円滑に進めていただかないと周りの町村、市からも、特に遅れた状況で、これは全国どこの町村でも力を入れている対策でございます。ぜひ立科町はあまりの遅れのないように、これから早急に進めていただきたいと思っております。

それでは、まとめます。今、立科町へ移住定住の間合せが増えていると伺っています。しかし、住む家がない、これではどうしようもございません。都会の若者が地方に目を向けているこの好機に住む家を提供できなければ、ますます過疎の町として埋もれてしまいます。

里地区の空き家が250戸もあるとのこと。大きな住宅であれば若者向けのシェアハウスに活用できるかもしれません。空き家を解消して人口を増やす取組は全国各地で行っています。過疎の町の現実を受け止め、人口増に向けて早急に対策を講じることを強く要請して、私の質問を終了します。

議長（田中三江君） これで6番、今井 清君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時15分からです。

（午前11時01分 休憩）

（午前11時15分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**3番、中島健男君**の発言を許します。

件名は **1. 『過疎法』について**

2. 『タクシーサブスクリプション』についてです。

質問席から願います。

〈3番 中島 健男君 登壇〉

3番（中島健男君） 3番、中島健男です。通告に従い、質問いたします。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、過疎法についてお伺いします。今井 清議員と重複する部分もあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。重複部分の回答については、簡略で結構ですのでよろしく願いいたします。

令和4年4月1日から過疎法対象地域になりますが、指定後の当町の対応についてお尋ねします。

過疎法は、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法から始まりました。以後、4回の名称変更と期限延長を行い、そして現在は、令和3年4月1日から過疎地域の持続的発

展の支援に関する特別措置法となりました。持続的発展が追加され、期限は令和13年3月31日までとなりました。

2022年度は全校1,718市町村の51.5%に当たる885市町村が対象となり、近隣では、旧望月地区、小海町、北相木村、旧八千穂地区、長和町が対象となっております。2021年時点での全国の対象人口は1,131万人で、全人口の8.9%ですが、面積では22万6,560平方キロメートルと国土の59.9%にも当たります。そのほとんどが農山漁村です。緑豊かで自然が多い地域ですが、人口減少で田畑や山林が荒れ、そして集落そのものが消滅してしまう状況です。

過疎法第1条、目的では、その前段で、「人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域」と、暗く寂しい表現となっておりますが、後段は、総合的かつ計画的な対策のために特別な措置を講ずることで持続的発展を支援し、人材の育成確保、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正で美しい風格ある国土の形成をするとあり、明るく前向きな方針が示されております。

町長初め行政の皆さんも、人口減少の問題には十分認識され、様々な対策を講じられてきたとは思いますが、優先する直近の課題の対応、台風19号の災害対応や新型コロナの対応に追われている間に人口減少がものすごい速さで進み、まさに負のスパイラルに落ちてしまったと思います。過疎法の適用指定は国が指定すること、国の支援の下で事業推進ができます。ともかく第一に、直接人口増につながる事業を優先的に実施していかなければなりません。

町長にお伺いします。今まで人口減少対策の遅れの理由の一つに、「財政難」を挙げていましたが、今後は過疎法の指定を受けて国の後押しがあります。過疎債では、ハード面で、産業振興、厚生、交通通信、教育文化、自然エネルギーの施設等様々な施設が事業の対象となります。ソフト面では、治療、地域医療や地域交通の確保、集落の維持活性化、人や物の産業振興ができます。また、その他、過疎地域持続的発展支援交付金でICT事業や定住促進団地事業ができます。過疎法指定は喜ばしいことではありませんが、これからはスパイラルアップに方向転換していくチャンスの時と捉えるべきです。

これまで、いろいろな施策をしましたが、人口減少は止まりませんでした。令和2年3月31日時点、修正立科人口ビジョンでは、1、合計特殊出生率を上げる、2、純移動率をゼロに縮小するという計画が以前からありましたが、2020年で比較すると、人口実績は6,612人、ビジョンの1と2を推進した推計6,972人を360人下回り、社人研の成り行き推計で6,802人も下回っているわけです。

毎年、PDCAサイクルを回して対策を実施してきたかと思いますが、人口増加ができなかった反省の弁と、過疎法により4つの重点指針が実現可能となるとと思いますので、今後のビジョンをお聞かせください。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

なお、先ほどの今井議員のときにも申し上げました、この過疎法、あるいは人口減少問題、重複する部分も回答の中にあるかと思いますが、お聞きをいただきたいというふうに思います。

町は急速な人口減少を緩やかにするように、移住定住施策を初め、先ほど申し上げましたけども、これまで多くの施策、事業を行ってきたところであります。特に、平成27年度からは人口ビジョンで、人口減少率を抑制していく、具体的な推計値を設定して、それを実現するために総合戦略を設定して施策事業を進めてきているところであります。

これまで行ってきた事業が一定の効果があったと考えてはおりますけれども、出生、死亡の差による自動自然動態の急激な現象、また、東京一極集中が進む中での社会動態の減少、こういったことによりまして、歯止めとなるだけの事業等は、これまで行ってはきておりますけれども、なっていなかったのかなというふうにも捉えてはおります。

しかしながら、4月から過疎地域に追加されることによりまして、過疎対策事業債等の各種財政支援を初め、支援措置を国から受けることができます。この支援をチャンス、いわゆる追い風として、これまで進めてきました移住定住、あるいは子育て支援を初め、議員もおっしゃいましたけれども、産業振興、生活環境、保健福祉、防災教育など施策を加速化させていくことができるというふうに考えております。

そして、私が唱えております「住んでみたい、産み育てたいと思えるまちづくり」を初めとする4つの重点指針を力強く進めていくことで、第5次立科町振興計画の将来像にもございます「人と自然が輝く町」を目指していきたいというふうに思っております。

具体的な施策につきましては、現在策定している過疎地域持続的発展市町村計画でお示しをしますので、よろしくお願い申し上げます。ダブった部分が大変あって申し訳なく思いますが、答弁に代えさせていただきます。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 企画課長にお伺いします。過疎法に指定された要件の基準値と、町の実績値は幾らでした、どのくらいでしたでしょうか。これ、先ほどもありましたんで簡略にお答え願いたいと思います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

過疎地域は、人口要件と財政力要件の2つの要件を満たした場合に国が指定します。人口要件は、5年ごとの国勢調査の人口を基に、40年間の長期と25年間の中期の人口減少のどちらかが国の示した基準に達しているかで判定します。40年間では、基準値を下回り、要件を満たしておりませんが、中期25年では、平成7年から令和2年までの人口減少率を算定し、当町は24.1%で基準値は23%以上であるため、23%を上回り、人口要件を満たしております。

そして、財政力要件は、財政力指数で全市町村平均の0.51以下が基準であり、当町の財政力指数は従前から基準以下で推移してまいりましたので、財政力要件も満たしております。

当町は、昨年11月末に確定した令和2年国勢調査結果により、この2つの要件を満たし、本年、4月1日から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の過疎地域に追加されることとなります。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） それでは、今後の実際の運用面での推進日程についてお伺いしたいと思います。

先ほどありました、町長からありました最初の市町村計画の提出期限はいつになるのでしょうか。また、この市町村計画というのは議会の議決が必要とのことなんですが、臨時会を開いてでも日程に間に合わせていただきたいと思います。それについて、市町村議会というのが、採用されるまで何度も提出されるのかとか、国の予算範囲なら件数や費用の限度はないのか等についてお答え願います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

当町においては、来年度できるだけ早期に、過疎対策事業債等の支援措置を活用できるように過疎対策事業債分の起債計画書提出を考慮して、過疎地域持続的発展市町村計画の6月定例会への上程に向け、策定を進めております。

この場合、県への計画書の事前確認、提出が4月初旬となり、その後、5月上旬に県と正式に協議を行い、6月定例会議決後に国へ提出する予定となります。事前協議段階で県の過疎地域持続的発展方針との調整がなされますので、今回の計画の提出は1回のみとなりますが、国へ提出後に計画を変更する場合は、その都度、議会の議決を経て国へ提出することとなります。

なお、支援措置である過疎対策事業債の活用については、ソフト事業は、町の基準財政需要額及び財政力指数の算定式により限度額が定められます。また、ハード事業は、限度額が定められておりませんが、国の計画額の範囲内となりますので、全国的な要望が計画額を超える場合には減額調整となります。減額調整となり、町の要望どおりに配分されないこともございます。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） ただいまの話ですと、4月中にまとめていかなければならないということなんで、大変、年度末、また新しい年の年度開始ということで忙しいとは思いますが、6月定例会に上程できるようにお願いしたいと思います。

過疎地域持続的発展支援交付金というのが別途ありまして、その中の③に、過疎地域集落再編整備事業の対象に、土地開発公社から旧三葉保育園跡地の分譲があると通知がありました。応募期間が、これは先ほどの話と一緒に4月中旬ということだと思わうんですけども、大変忙しいんですけども、この事業に旧千草保育園などの造成、分譲などを一緒に絡めてはいかがと思う、どうかと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

過疎地域への支援措置には、過疎対策事業債のみでなく、過疎地域における定住を促進するための定住促進団地の整備や、空き家を活用した住宅整備等の事業に活用することができる過疎地域持続的発展支援交付金による過疎地域集落再編整備事業もございいます。

この事業は、国の補助率2分の1の補助事業で、令和4年度の国の予算で9,000万円と少額な事業ではございますが、本年4月から新たに過疎地域となる市町村においても、今後、策定する過疎地域持続的発展市町村計画に起債することを要件に事業を実施することができますので、三葉保育園跡地の住宅団地造成事業に活用することといたしました。

事業計画の提出期限は2月15日でありましたので、当町は既に提出をしており、4月中には事業実施の可否が分かる予定でございます。

また、過疎地域集落再編整備事業の他の事業への活用は現時点では考えておりません。旧千草保育園につきましては、まちづくり創生会議からの提案を踏まえ、町として方向性を検討しており、具体的な活用方法はまだ決まっておりません。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 千草保育園については、毎回話出てくるんですけども、一番人口を増やすということで、先ほど今井 清議員からもありましたけど、とにかく若い人が来て、住むところがないということは一番問題であって、また団地に住んでいると、どうしても一戸建てのうちへ出て行って生活、その土地なり建物を自分のものになさきゃいけないんで、外へ出て行って、団地から出ていくということになるんで、どうしても、造成、分譲というのが必要になると思うんですけども、その辺は今後検討していただきたいと思います。

新年度予算を今定例会で検討しますけども、このように過疎法の適用に照らし合わ

せて、再度、予算の編成等を見直すことはあるのでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

本年度事業においても、過疎対策事業債の活用を考えております。そのため、対象事業の追加や財源の組み替えを検討し、9月定例会に補正予算を上程することを予定しております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 続いて、副町長にお伺いしたいんですけども、辺地対策事業、それから、そして過疎対策法で過疎債が発行されたりとか、職員の仕事量は大変増加すると思います。また、課をまたいだ横断的な管理が必要になってくると思います。新しい部署を設置すればよいんですけど、人力的な問題があると思いますので、そこで副町長にリーダーになっていただき、全庁レベルの推進管理、日程、予算、進捗等をしてはどうでしょうか。副町長が先頭に立って進めていけば、過疎対策への意気込みが町民に伝わるとは思います。いかがでしょうか。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

当然、過疎対策事業が新たな業務となりますれば、業務量は増加することは想定しております。しかし、現在行っている既存の事業を過疎対策事業として計画に入れることによることも多いのではないかなというふうに考えております。

また、中島議員のご質問のとおり、新しい部署をつくって業務を行うということは、想定はしておりませんが、それぞれ担当する部署において業務を執行することとなりますので、現在の枠組みの中で行うこととなると思います。

また、全庁レベルの進捗管理とのことですが、この過疎対策事業にかかわらず、重要な案件につきましては、現在でもそうしておりますし、今後も私自身、そう対応していくつもりでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） とにかくスピード感があって、なおかつまとまって仕事を進めていかなければならないということで、副町長先頭によろしくお願ひしたいと思ひます。

次、県からの政策支援の専門要員を送ってくれる制度もあるそうなんです。これは、令和3年から施行されていますので、県に確認して、どんどんこれを活用していくべきではないでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

都道府県の市町村に対する人的、技術的援助制度につきましては、今後、この制度の活用を検討してまいります。この制度では、県が過疎地域等政策支援員を雇用、

または委託し、複数の過疎市町村の施策の企画立案、指導助言等の支援を行うものがありますので、支援員を必要とする他の市町村と協議をしていく必要がございます。

なお、長野県では、これまでこの制度を活用した事例はなかったと聞いております。以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） せっかく制度があるのに活用していないということは残念かと思いで、当町は積極的に活用していただければと思います。

次に、町民から意見を聞くことは大変重要なことだと思います。パブリックコメントは、いつ頃からどのくらいの期間、どのような方法で行うのでしょうか。当然、高齢者にも配慮していかなければいけないと思いますが、どうでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、町民の意見を反映しなければなりませんので、計画案策定後、町民への意見募集、パブリックコメントを県の事前協議と並行して行うことを予定しております。過疎対策事業債分の過疎起債計画の提出を考慮して、短期間の策定スケジュールであり、5月上旬には県と正式に協議を行わなければなりませんので、意見募集期間は4月頃に20日間前後で計画をしております。

閲覧方法は、町ホームページのほか、高齢者の方にも見ていただくように、役場企画課、蓼科出張所に閲覧窓口を開設することを予定しております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 高齢者に配慮していただきたいという思いなんですけど、ホームページと閲覧といういつものパターンではないかと思うんですけど、もう少し何かあったら検討していただいて、4月の情報開示には間に合うようにしていただきたいと思います。

県のほとんどで人口が減少しております。増えたところは、御代田と軽井沢ぐらいだと思うんですけども、都会から呼ぶU I J ターンが重要になると思います。蓼科高校生からの移住者を増やす提案が出されました。議会はコロナ対応で参加できなかったんですが、地域おこし協力隊員の方が講師をしていました。当然、町はその内容を把握していると思います。若い発想と斬新な提案であり、全部実現してほしいところですが、これについては、どのように対応するのでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

蓼科高校の授業で、立科町への移住者を増やすためのアイデアを考えていただいて、私には思い浮かばない発想もあって貴重なアイデアと感じておりますので、今後、移住定住施策を進めていく中で参考にさせていただきます。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 本当に若いアイデアだと思うんで、参考にさせていただきたいと思います。

高速道路のインターやJRの駅もなく、平坦で広大な土地もない当町ですが、それを嘆いていても仕方ありません。行政、議会、町民みんなで前向きに検討していかなければなりません。

議会も、人口減少については、行政の監視や確認を怠ったという意味では責任があると思います。市町村計画は議会の議決が必要なので、内容をしっかり確認して人口増加に協力していきたいと思います。

過疎法の推進は、スピード感を持っていただくとともに、都度、状況の丁寧な説明を町民の皆さんにお願いしたいと思います。

次の質問、タクシーサブスクリプションについてお伺いします。

昨年、12月定例会で、中山道、佐久までの交通手段について質問し、1月に認可の方向とのことでした。2月1日から実証実験の運行は嬉しいことです。中山道線の佐久方面のバスの運行が日中の減便、土日、祝祭日の運休に伴い、町民の利便性向上のために利用者がタクシーを定額1,000円と2,000円で利用できる、不足分は町が補助する制度となります。これまでの経過と今後について町長にお伺いします。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、中島議員の質問にお答えをさせていただきます。

一括定額運賃制度を活用した立科定額タクシーチケットの販売及び運行に至る経緯につきましては、当町から佐久市へ通ずる中山道線が、新型コロナウイルス感染症の影響等によりまして利用者の減少等があり、それらの理由から運行事業者であった千曲バス株式会社による自主運行が廃止をされまして、当町と佐久市による委託運行に移行し、これに伴い減便となった平日の日中及び今土日、祝日の代替移動手段を確保する目的で検討をしておりました。

事業主体となる望月ハイヤー有限会社は、介護タクシーを除く町内唯一のタクシー事業者であり、町民や当町を訪れる方の移動手段確保という趣旨、ご協力をいただける、了解を得て準備を進め、11月末には北陸信越運輸局に一括定額運賃の設定について認可を求める申請が提出をされました。申請から認可まで標準期間は3か月を要するというものでしたけれども、約1か月半ほどの後に1月21日付で認可となり、2月1日から実証実験を開始をしております。

今後につきましては、本年度中、3月31日までの2か月間を実証実験期間とし、利用者の方には社内でアンケートにご協力いただくほか、利用実績を集計してデータ収集を行ってまいりたいと考えております。

来年度4月1日からは本格導入になってまいりますけれども、引き続き望月ハイヤーに事業を継続していただく予定になっております。どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 企画課長にお伺いします。2月1日から実証実験は始まったんですけども、3月末で2か月では、実証実験の期間、短いような気がします。今、2月6日まで、まん延防止措置の中で人の動きも制限されていたわけです。データの取得はうまくできたのでしょうか。

4月からの本格運行の予定ですけども、実証実験のデータのまとめや反省や反映ができますか。運行は4月下旬のゴールデンウィーク前とし、その間はPDCAを回したPR期間としてはどうでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

移動手段がなくなってしまう期間をつくらないため、実証実験から本格導入まで間を空けずに運行を継続します。3月末までに集めたデータは、本格導入となる4月1日以降も運行を継続しつつ集計します。そして、データ集約等により町として検証を行い、必要があれば事業者と協議し、事業を進めてまいります。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） すみません、私、先ほど「2月6日」と言ったんですけど、「3月6日」です。訂正してください。

それで、チラシ、全戸配布されたんですけども、14時が最終乗車ということになるんですけど、佐久平方面から帰ってくる時にも14時が最終ということになるらしいんですけど、昼間の空白時間の対応という目的にしては、ちょっと早いような気がするんですけど、16時ぐらいまでに延ばせないでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

乗車場所に限らず、平日は14時までに乗車する必要がございます。このことに限らず、一括定額運賃の設定につきましては、望月ハイヤー有限会社と協議を行っており、当然、町としては中山道線の空白時間帯全てのカバーを望んでおりましたが、望月ハイヤーは、ほかにも複数の事業を行っておりますので、最終的には事業を行う同社が対応可能な設定となりました。

昼間の空白時間の対応という目的に合わないのではないかというご質問ですが、公共交通を利用する方、特に高齢者につきましては、多くの方が午前中の早い時間帯に外出し、お昼前後には帰宅するという行動パターンがあることが、地域公共交通網形成計画策定時の移動実態調査や利用実績の集計データから読み取ることができますの

で、全ての需要を網羅できるわけではございませんが、多くの方の行動パターン等はマッチすると考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） データに基づいてやっているということなんで、よろしく願いいたします。

料金の設定なんですけども、1,000円と2,000円があるということなんですけども、料金の設定が2種類あって、なおかつ期限が1週間券と3か月券ということなんですけども、大変、利用者から見ると、その辺が分かりづらいんじゃないかと思うんですけど、これ一律にして2枚組と6枚組にしてはよいのではという意見があるんですけど、どうでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

まず、一括定額運賃を設定する本来の目的は、タクシーの閑散期の需要喚起です。つまり、一括定額運賃設定が認可されるには、この運賃設定によってタクシーの利用を促す仕組みが必要となります。

今回は、町民や来訪者の移動手段確保という町側の目的ではございますが、より多くタクシーを利用する方がお得になるという設定にしました。そして、通院など定期的に中山道線を利用している方には6回券を購入いただき、千曲バスの運賃とほぼ同額の片道1,000円とし、それ以外の方には2回券として片道2,000円で、町民及び観光客の皆さんにご利用いただきたく利用者負担額を設定しております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） これは一応、タクシー会社のほうの補助というか、活性化が目的で始まったという解釈でよろしいかと思えますけど、できれば住民の立場に立った活用をお願いしたいと思えます。

これを見ますと、平日は、先ほど言ったように12時までということなんですけども、観光シーズンとかゴールデンウィーク、お盆、年末年始、当然、平日も入るわけなんですよね。その中でも、時間の延長をせずに通常の平日と同じ14時までという対応になるのでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えします。

現時点では、通常の平日と同様の対応を予定しております。本格導入はこれからです。まずはスモールスタートし、通年で事業を実施した上で稼働状況やニーズ等によって、必要に応じ、事業者と協議してまいります。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） できれば、観光シーズンは、立科町の目玉ですからね、できるだけ多くの人が利用できるようにしていただきたいと思います。

PRチラシのほうでは、「事前予約をお勧めします」という一文があるんですけども、満車で希望時間に乗られなかったりとか、だめですよという、車がなくてだめですよという断られないようなための対応策というのは、何か考えているのでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

一般定額運賃は運賃の支払い方法であり、幾つか制約はございますが、基本的には通常のタクシーと変わりません。そのため、稼働状況や予約が重複した場合には、必ずしもご希望どおりの時間に予約できないことも考えられます。だからこそ、待ち時間等を減らすために事前の予約を勧めております。

また、設定段階で、これまでの実績等から想定される需要に対して、望月ハイヤーの車両数や業務状況等も確認して、利用可能時間等も定め、対応可能な設定としております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 次に、もし同じ仲間うちで1人の人が役場から乗ったと、もう一人の人は茂田井から乗ったと、そのような乗り方というのは可能なのでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） ご予約される際に事前に事業者にお伝えいただければ可能です。この場合は1回として取扱います。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） タクシーの行き先は、佐久平駅、浅間病院、佐久医療センターということで、料金としては3か所全部別なんですけども、一応3か所どこ行ったっていう確認が多分できないと思うんで、料金設定というのはどのようになってるんですか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

一括定額運賃制度は、あらかじめ定められたエリアまたは地点での運賃を定額で設定し、複数回の運賃を一括して支払う運賃制度です。そのため目的地によって運賃が変動することではなく、3地点の平均距離で運賃を設定しております。

また、複数回の利用券をチケットという形で事前に購入していただくことから、チケットを販売した時点で町の負担金が発生します。事業者からは、券種ごとの販売数を月ごとにまとめていただき、それぞれの券種の利用者負担額を差し引いた額を町へ請求していただきます。

なお、実証実験期間中は、役場企画課窓口でもチケットを販売しておりますが、販

売実績の集計は事業者が行い、請求と併せて報告をいただき、実績を確認しております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 次の質問をもう回答されちゃったみたいなんですけども、一応お話を聞いたところによると、販売兼、利用券を販売した時点で、支払い、タクシー業者に支払うと。で、その中、実際には期限が過ぎちゃったりとか、紛失して実際には使わなかったという場合も出てくるかもしれませんが、そうすると券を売った段階での支払いっていうことになると、使っていないのに税金を無駄に使ってるんじゃないか、支払ってる、無駄に使ってるんじゃないかと思われるんですけども、実際に使用した分だけ支払うようにするようなことはできないんでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

本来は、タクシーチケットを購入した時点で、利用者は事業者に全額支払います。そのため補填する町の負担金も販売時となります。このことは一括定額運賃制度の認可申請時に北陸信越運輸局長野運輸支局から指導を受けております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） それでは、実際に使われたって確認のほうは、行政のほうでしっかりしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

昨年10月1日以降廃止されて、中仙道線廃止というか、日中の減便、土日の運休になったんですけど、観光客からの問合せとか苦情はなかったんでしょうか。

また、この時に広報したと思うんですけども、その広報は今回も同じようなホームページで行って、特別な広報はする予定はないのでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

観光客からの問合せや苦情につきましては、問合せはございましたが苦情等は特にございません。

また、実証実験開始に当たってホームページ以外で行った広報は次のとおりです。報道機関へのプレスリリース、チラシの町内全戸配布、有線放送及び音声告知放送、T C Vニュース番組、佐久平駅での事業説明、問合せへの対応依頼及びチラシの配架、信州たてしな観光協会への事業説明、問合せへの対応の依頼及びチラシの配架、望月ハイヤー車内へのチラシ掲示等、以上の内容を事業所と協力して行いました。

そして、今後は広報たてしなへの記事掲載、需要が高まるとされるシーズンには各SNSへの投稿によりPRを継続していく予定でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 今もおっしゃるとおり継続的なPRというのが必要になってくると思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

前段の質問でも行ひましたが、過疎法の指定によりコミュニティバスの関係も補助対象となる事例があります。コミュニティバス、デマンド運行、コミュニティバス、デマンドバス、路線維持に向けた民間バス事業者への補助、市民のニーズや生活実態に整合した地域公共交通システムの計画の策定、現状、町で全額補填している補助も過疎債の対象となるので、至急検討してはどうでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

令和5年度までの現在の地域公共交通網形成計画の計画期間も間もなく残り2年間となり、来年度から準備を始め、令和5年度に新たな公共交通計画の策定に着手していく予定であります。

現在も特別交付税等の措置はございますが、過疎対策事業債の活用も念頭に置いて、利用者は当然のことながら、町民の皆様にもご意見を頂き、調査研究を行ひ、立科町に適した地域公共交通計画を策定してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 現状のスマイル交通もいろいろな問題点あるかと思ひます。その辺を考慮した中で次回は検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

過疎法で今までと違う地域公共交通はできないか検討を始めてほしいと思ひます。高齢者や障害者の皆さんからの視点で検討してください。今回の過疎法の適用で地域公共交通も様々な対応ができます。次回の変更を待たずに今までと違った公共交通を至急検討してください。そして、便利で安全安心で交通弱者に優しい地域公共交通にしていきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

議長（田中三江君） これで3番、中島健男君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩とします。再開は午後1時30分からです。

（午後0時09分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**2番、芝間教男君**の発言を許します。

件名は **1. 第三者委員会報告のその後について**です。

質問席から願ひます。

〈2番 芝間 教男君 登壇〉

2番（芝間教男君） 2番、芝間教男です。通告に従い、第三者委員会報告のその後について質問をいたします。

町事業の不適切な事務処理に端を発し、立科町は平成29年度、第三者委員会を設置しました。不適切な事務処理再発防止に向け、報告書に基づき町政の改善がなされているところと承知しておりますが、その進捗状況はどうかを質問させていただきます。

平成29年度の下水道事業関係事務において不適切な事務処理が発覚し、その重要性を踏まえ、原因を解明すべく、町は、町田弁護士を委員長とする5名の外部人材による第三者委員会を設置したところであります。私も、この第三者委員会のメンバーの1人として、その業務に携わらせていただいたところですが、委員会では、19回の委員会と5回に及ぶ関係者へのヒアリング、そして全職員へのアンケート調査など、濃密・厳正に調査を行い、平成30年8月31日付、当時の米村町長宛てに報告書を提出したところであります。

両角町長におかれましても、この報告書は既にお読みになっていただいていることと思いますが、報告書は、直接的な原因とともに、間接的な原因についても報告し、その分析を行い、提言に結びつけておるところであります。

提言は11項目あるわけですが、それぞれの提言に対して、町の対応された業務の改善、また3年半が経過したその状況は後ほど担当にお伺いいたしますけれども、特に町長におかれましては、提言の中の2番、職員とのコミュニケーションの努力、6番、人事関係の情報収集、8番、コンプライアンスの推進、そして10番、組織改革の推進については、先頭に立って積極的に推進していただくことが必要であると思っております。

両角町長の「基本は人」の理念の下、公の奉仕者として、自覚を持ち、住民サービスの向上など、町長と思いを1つにする職員を育てる努力の、どのようにされてこられたか。そして、それは、町長として、就任以来3年あまりが経過した現在、思うところのどの辺まで達成されておられるかということ、まずは伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、芝間議員の質問にお答えをさせていただきます。

ご承知のように、人口減少や少子高齢化、都市部への人口集中の急速な進行によって様々な課題が顕在化しております。例えば、高齢者の増加に伴う、地域における医療・介護や移動手段の確保といった生活を支えるサービス需要の増加や、空き家問題や貧困問題などの複雑化・多様化する地域課題への対応など、行政サービスのニーズ

は変化してきました。

また、組織という観点から見ると、様々な分野で担い手が不足し、今後の少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少を踏まえると、地方公共団体といえども、必要な人材を確保することが困難になってくることが懸念されます。

あわせて、急速なデジタル化への対応におきましても、専門的な知識が求められる中での対応も大変、苦慮しているところであります。

さらに、職員は、特に若者や子育て世代を中心に、仕事や家庭、プライベートに対する価値観の変化、多様化が進んでおり、柔軟な働き方やライフスタイルを選択できるような職場環境が求められているところであります。

このような時代の背景に加え、令和2年1月から急速な広がりを見せ、今なお終息が見通せない新型コロナウイルス感染症により、日常生活が大きく変わり、誰もが、感染症に対する不安を抱える社会状況の中、職員として、町民全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務の執行に当たるとともに、公共の利益の増進のため職務を遂行することを、基本となっているわけであります。

私も、就任以来、毎月の朝礼の場で、機会を捉えて、また決裁の際にも、私の感じているところや期待しているところなど話をするこも心がけているところであります。最近では、予算編成の過程におきましても、私が重要とする事項等については各担当課職員との議論を重ね、方向性を見いだしていくなど、互いの意見、思いを尊重しつつ、編成を行ってまいりました。このようなことでも、職員との信頼関係が築けるのではと感じております。

職員も、勤務経験がある中で——すみません。議員も、職務経験がある中で——勤務経験がある中で、人材育成にも携わってきたことと思います。私は、人材育成には終わりはないと思っておりますし、職員の意識にも、個人差がある以上、地道に、職場環境の改善やコミュニケーションの向上など、取組を継続してまいりたいというふうに考えております。

議員ご質問の「達成度」につきましては、測れるものではないというふうに思っております。

以上であります。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 今の町長の答弁を頂きましたけれども、私も、これで終わりはあるということではないと思っております。また、今「測れるものではない」ということの中で、朝礼、そしてお互いに語り合っ、町長のほうで議論を深めている努力をしておられるということをお聞きいたしました。

続いて、1番、内容に入っていきますが、業務の管理及び情報の共有化の強化について、総務課長にお伺いいたします。

昨年度、本年度は特に新型コロナウイルス感染症の影響により、国・県より次々と

多くの通知、事務連絡、またメールや文章が送られ、それがまた、国会審議の変動により日々変更がなされるという状況にあります。多額の特別地方交付金が配当され、職員の皆さんはそれを、立科町に合致した施策を立案し、執行しなければならない。通常の業務に加えて本当に忙しい、大変なことと思います。

直接的な原因では、下水道関係事務の社会整備総合交付金について、予算が不足した契約の締結を行ってしまった。その原因は、そこまで担当を追い込んだ業務の多忙さもありますが、そのような重要な業務に関して、課長、係長が推進状況を把握していなかったことも上げられます。

報告書では、間接的な原因より、課長及び係長が重要な業務の推進に、進捗について徹底した管理を行っていたとしたら、また課会などを定期的で開催し情報共有に努めていたとしたならば、不適切な事務処理を100%防ぐことができた。したがって、当該上司は下水道担当係員を指導監督する立場として、上司としての職務に応じた責任があると分析結果で述べております。

その内容について幾つか、お伺いいたします。

まず、管理についてであります。

課長、係長は担当から業務の進捗状況を、今も継続して、課題などについてどのような把握、どのような方法で把握しているか、お伺いをまずいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

各課長・係長による進捗管理の前段で、まず、年度当初に各課の主要な業務及び各職員における文書事務、また予算執行等に係る重要施策のスケジュールを作成し、課ごとに理事者のヒアリングを実施いたします。その中で、方向性等も確認した上で、業務を遂行していきます。

この時点までに、各課長及び係長、担当職員においては業務の共有が図られることとなります。当初に立てました計画スケジュールに沿いまして、課長、係長、職員による進捗管理が随時行われており、前期及び後期における人事評価面談の折にも、それぞれ確認及び課題等についての調整が可能となっております。

また、毎月開催されております幹部会におきましても、各課からの事業業務進捗状況や課題等の報告及び協議を行っている状況でございます。あわせて、年度の中途におきましても、制度改正や国・県の新規事業などの情報は、理事者をはじめ、情報の収集や共有に努めているところでございます。

また、予算の執行につきましても、各課確認ということが基本でございますけれども、主に契約行為が伴う事業等につきましては、年度の――失礼いたしました。そちらの事業につきましては、年度の中間など、時期を区切った執行状況管理により、計画的な予算の執行、また事業の進捗管理、未着手事業等の早期促進を行うなど、課全体で取り組んでいるところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 進捗状況につきましてはですね、細か過ぎるということはないと思います。常に、あらゆる方法を講じて、今どの程度この事業が進んでいるのかということ把握を随時、毎朝でもね、していただくとような形が必要であるかなというふうに思うわけであります。

次に、情報の共有化の強化ということですが、係内の研修は行う——係内研修を行うようにという指摘がございました。第三者委員会のヒアリング時、日を決めて係内や課内の打合せをするようなことはなかったということがヒアリングのときに出てきておりました。

現在は、全ての課において、日を決めて打合せ等を行っているか、確認をさせていただきたいと思います。また、その内容は一人一人の進捗状況及び課題を皆が共有して把握するものかということも、お伺いをいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

日を決めての打合せ等につきましては、統一したものは行っておりませんが、月初めには全課において事業進捗や連絡事項など課会を行っており、そのほかにつきましては適時に、各課や各係をまたぐ打合せ会議など、状況に応じて行っているところでございます。

また、理事者との打合せにつきましても、積極的に実施をしながら、各課が抱えている各種課題の解決に向けた方向性や対応の状況報告などを行い、事務事業の進捗や課題など、共有をしているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 先ほども申し上げましたが、できるだけ細かい、打合せ会議があればなというふうにあります。加えて、今、話がありました理事者への報告につきましてはですね、随時、できるだけ町長のほうの耳に入っているような状況であればなというふうに思うわけであります。

続きまして、適正な事務の引継ぎと、その後のフォローについてお伺いいたします。

3月は内示があり、4月は人事異動による職員の配置替えが行われる時期であります。ヒアリング、当時のヒアリングのときにですね、業務についていろいろ聞いたが、正直なところ、実際にどのような、どのように仕事を遂行していったか分からなかった。みんな忙しく、相談しづらい雰囲気があった。引き継いだ人は、替わったところまで新しく——引き継いだ人は、また違う部署で、替わったところでまた新しく覚えてゆくことがたくさんで、4月、5月は本当に忙しいとお伺いしております。

また、調査時においては、係内業務について正副担当者がしっかり決められていな

い部分が見受けられましたが、現在は、しっかりと決めておられることと聞いております。3月、4月は人事異動のことですので、残った係の人で、異動してきた者と一緒に協議できる体制や上司の対応が大切という思うわけではありますが、業務日程表、未処理案件、各重要案件の対応等の引継ぎ項目について、必要項目の例示などを作っておられるか。また、各係のコミュニケーション、相談体制はできているか、加えてお伺いをいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

業務の引継ぎにつきましては、職員服務規程により、退職または担任替えを命じたときは、命じられたときは、2日以内に担当事務及び保管に係る文書物件を後任者または町長に引き継ぐものとされており、引継ぎが完了したときは、連署の上、町長に届出をしているところでございます。

引継ぎ項目につきましては、業務により多種多様でありますので、通常、前任者からの引き継いだ事項の加除等により引継ぎ書の作成を行っているのが一般的と承知をしているところであります。

また、引継ぎにつきましては、引継ぎ書と照らし合わせながら、前任者と後任者が直接、確認をしながら、行っております。その中で、業務日程や未処理案件、重要案件なども引継ぎ書に明記の上、対面により、確認をしております。引継ぎ後、実際の事務等において不明な点等が判明した場合には、再度、前任者からの引継ぎを受ける場合もございます。

このように引継ぎ等を行っている状況です。

続いて、コミュニケーション、また相談体制というご質問でございますけれども、職員間のコミュニケーションの向上や人間関係の構築などにより、職場環境はより改善されていくものと認識をしております。

しかしながら、これは大変難しいことでありまして、職員それぞれ個人差があり、職員の努力や同僚、先輩、上司の気づきも必要であり、そのため、自己啓発や意識改革、そちらにつなげられる職場研修も行っているところでございます。また、新型コロナウイルスの影響により、コミュニケーションの取り方も変化し、併せて大変難しくなっていると感じております。

その中で、日頃から職員一人一人の変化に気づく必要があることから、今年度は特に、管理監督者向けのメンタルヘルス研修やハラスメント研修を重点的に開催したところであります。

また、相談体制としては、長時間労働に関する窓口や、ハラスメントに係る相談窓口などの整備をしたほか、人事担当部署である総務課があらゆる窓口として対応し、必要に応じ調整を図っている状況でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） やはりですね、聞きやすい、係の中の雰囲気づくりということが私は大切だなというふうに思うわけであります。新型コロナの影響の中で、なかなか、会話も、マスクをしながらということで難しいところがあるわけですが、意識改革の中で、それぞれの係で、聞きやすい、分からないところを相談しやすい環境をつくっていただきたい、思うわけであります。

今少し出てまいりましたが、続いて、残業の業務についてお伺いをいたします。

事件後、タイムカードが導入されました。これにより、残業の確認には有効ではありますが、それをもって全ての残業を把握しているか、実態をそれでよいのかと考えてよいか。また、印字の時間だけではなく、表に出てこないような残業がないか、お伺いいたします。

また、残業の業務命令であります、適正に行われているか。それから、申請業務量の把握がされていて、残業業務の命令を出されているか。そして、その残業後の業務進捗状況の確認は行われているか、お伺いをいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

地方公務員の時間外勤務につきましては、一般職の職員の勤務時間法の規定により、任命権者は公務のため臨時または緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務命令をすることができるとされております。

時間外勤務を命令する権限は、通常、各課長に与えられ、最終的な決裁権者は副町長となっております。

また、時間外勤務命令には、事前命令、事後確認、個別命令の原則がございます。その原則に基づき、実務上の留意点として、業務は正規の勤務時間内において計画的に処理しなければならないものであり、正規の勤務時間において処理できない緊急を要する事務についてのみ時間外勤務を命令し、経常事務については時間外勤務を命令しないと明確に記されており、そのように対応しているところでございます。

また、時間外勤務命令がされる者につきましては手当が支給をされておりますので、年度末に集計をしています。

あわせて、タイムカードの集計もしておりますけれども、タイムカードは出勤から退勤までの打刻でございますので、先ほど申し上げましたように、正規の時間外勤務命令とは別に管理をしておりますが、その状況は、各課課長等が毎月把握をし、事務等の負担軽減、早期退勤等の促進に努めているものと承知をしているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 先ほども申し上げましたけれども、新型コロナの影響により、随分と業

務量が増えている。今の課長のおっしゃった通常の業務以上に、私は、職員の皆様方には多大な業務が課せられているのではないか。加えて、過疎法指定ということで、新しい計画をつくらなければならないことが加わってまいりました。そのような中で、適正な業務、残業業務命令が出され、その上で、できるだけ早く帰れるような環境を整えるということが係の中で必要になってくるというふうに思うわけでありますので、よろしく願いいたします。

続きまして2番。規則、規定の遵守と見直しについてお伺いをいたします。

不適切な事務処理の審査項目に、不適切な公印の取扱いが取り上げられました。公印を押す場合においてしっかり確認の管理がなされていない場面が、報告されておりました。

1番。見直された公印の取扱いは引き続き厳正に行われているか。現在は、公印を誰が押しているか。担当が押す場合であっても、それを確認できる者が必ずいるか、お伺いをいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

公印の取扱いにつきましては、公印取扱規程に基づきまして、適正に、第三者委員会の報告を基に継続して適正な取扱いをしている状況でございます。今現在も、継続しております。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） よく、年月が経過すると、これを当時はやっていたけれどもだんだんに薄れてきてしまうということがあります。そのようなことのないようにお願いしたいと思えます。

続いて、パソコンでのメールのやり取りについてお伺いをいたします。

業務に関することは、個人メールではなく、共有メールで、他の者も把握できるようにしていただきたいと指摘がございましたが、現在もできているかお伺いいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

個人メールでのやり取りが「不適切な事務処理」ということで、問題ということで報告がされました。

それ以降につきまして、30年の12月、こちらでメールの取扱いにつきましてのルールが、職員、全職員に周知をされまして、代表メールでの取扱いとの整理をさせていただきます。今現在につきましても、そのように取扱いをしております。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 失礼しました。引き続き、よろしく申し上げます。

先ほども出ましたが、研修についてお伺いをいたします。

倫理に関するコンプライアンス研修は行っておられるか、改めてお伺いをいたします。また、町独自の、再発防止のための倫理研修を行っているか、お伺いをいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

各種研修を計画する上で、倫理・コンプライアンス研修は重要であり、継続して実施していくことが必要であると考えております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に当たりまして、研修会の開催自体が困難となっている状況であり、大変苦慮しているところであります。

令和2年度はほとんどの研修計画が中止を余儀なくされ、これを踏まえまして、令和3年度につきましては、集合研修からオンライン研修に切り替えたり、参加者規模を縮小するなど、なるべく研修の機会を増加させる工夫をしたところでございます。

その中で、公務員倫理研修は開催をしておりますが、対象者を絞っての集合研修といたしました。また、採用後数年の職員を対象とした研修や、新規採用職員研修におきましても、公務員の基本的理念から倫理・コンプライアンスなど、基礎的な研修も取り入れて行っているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 特にですね、新規の職員、また年月が短い職員については、研修は本当に大切なもので、勉強の機会であります。コロナウイルスの関係で機会が大分失われてしまったということではありますが、できるだけ、開催をお願いします。

そして、集中研修という今お話がありましたけれども、代表で出られた方はですね、また課、係に戻りましてその研修の内容をお互いに話をするというようなことで、重要な事項については周知を図っていただきたいなというふうに思うわけであり

ます。

3番、組織体制の改善についてお伺いいたします。

町長にお伺いします。

内容につきましては人事の内容というのではなく概要としてお伺いするものでございますが、現在は全体的に役場の職員は、今の立科町における業務に対して職員数は足りているとお思いでしょうか。これは、他市町村の比較ということではなく、立科町自体の業務量に合った適正な人事配置ができているかということでもあります。

また、町長は、人とのつながりが、つながり、育成が大切であると前々からおっしゃっておられました。町長は、職員とどうコミュニケーションを図っているか。先ほど、朝礼、それから係長、課長については打合せ会を行っているということでありま

したが、職員一人一人との対話みたいなところについても、どのような、何かありましたらお伺いをしたいと思います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

議員ご承知のように、立科町は自立の道を堅持するため、これは私の方針でもございますけれども、自立堅持という中で、様々な事務事業等の見直し、また経費節減などにより財政運営を行ってまいりました。

また、同時期、少子高齢化による人口減少時代を見据えて、国・地方を通じた、さらなる、行政改革を強力的に進めるための新地方行政改革指針が示され、地方公務員の定員削減の目標を盛り込んだ集中改革プランによりまして、当町におきましても、退職者不補充、新規採用者抑制など、積極的にですね、定員の削減を実施してきた経過がございます。

その後、平成25年度に「ハートフルケアたてしな」の法人化に伴いまして、職員数は93名となり、この時期と比較した場合、平成27年度が最も職員数が減少し74名。そして、計画的な職員採用により、平成30年度以降についてはほぼ100名程度で推移をし、対25年度では7.5%、対27年度では35%の増員となっており、職員数としては改善がされているかなというふうに考えております。

しかしながら、議員おっしゃるように、近年では大型の災害、大規模災害、また感染症の対応、法律の改正など、過去に例を見ない業務や短時間に遂行しなければならない業務が増加しております。

このような中、職員が独りで抱え込まない環境づくり、組織としてコミュニケーションを取りやすくする環境づくりなど、課題はたくさんあるかというふうに思いますが、まあ一朝一夕には、参りません。

私の立場で率先して行っておりますのは、決裁等において対面する場で積極的に質問をしたり説明を求めたり、対話を重視しております。時には、職員の言葉遣いや態度などを注意することもあります。日頃から、このようなコミュニケーションを取るよう心がけ、相談などをしてほしいなというふうに日頃から思っているところでございます。

以上であります。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 私も、大分改善されたなと思うわけではあります。それ以上に、世の中は多様化してまいりまして、台風被害、コロナ、そして過疎債、そのように忙しくなっております。まだまだ、みんな、忙しいという声が聞こえてまいります。

町長におかれましてはですね、まあいろいろ注意することもあります。ですが、私はですね、職員の皆さんを励ます、元気づける、そのような環境が必要ではないかなということが思うわけであり。やりがいを持って積極的に行政運営ができる環

境を整えていってほしいと思うわけであります。

最後にありますが、4番、残されている課題についてご質問をいたします。

報告書では、具体的な改善方法として、11項目における提言を行っております。進捗状況の管理、職員相互のコミュニケーション、教育体制の確立など、全ての項目においては引き続き再発防止に向けて改善を向上していかなければならないところではありますが、それら報告書の提言を常に意識して、私は、職場環境の改善に努めていかなければならない、そう思うわけであります。私は、この報告書は、ある意味、町の行政運営に指針を与える教訓であると思っております。

この報告書の提言を受け、現在まで大分改善が進んできたと思いますが、その上でまだ残されている課題について、現在どのような姿勢で立ち向かっていくの——いくべきか、最後に町長のお気持ちをお伺いいたします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

第三者委員会からの報告書は、今後におきましても継続して取り組んでいかなければならない貴重な事項であると認識をしております。

また、行政の業務や職員を取り巻く環境は今後も変化していくことが想定される中においては、全ての事項を継続した課題として共有し、住民サービスの向上につなげていかなければならないと思っておるところでございます。

どのような状況下であっても、職員には、住民や地域のために、公務員としての自覚と意識を持ち続け、業務に当たってもらいたいと、常々思っております。私も町長として、率先して、働きやすい職場づくりを、チームワークを持って取り組んでまいりたいと、強く、決意しているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） それぞれがですね、住民サービスの向上につながる結果になってくるものであると思うわけであります。

報告から3年半、コロナ禍業務はますます多忙を極め、職員の負担は増大しております。加えて、過疎債の運用の検討もしなければならぬ中で、関係法令、要綱、規則など勉強することや、これからの計画を構築しなければならないなど、ますます業務は増えるばかりで、本当に大変だと思っております。職員の皆様方には、健康にもご留意され、業務に従事していただくことを願ひまして、私の一般質問をこれで終了したいと思います。

議長（田中三江君） ここで暫時休憩とします。再開は2時25分からです。

（午後2時10分 休憩）

（午後2時25分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、8番、榎本真弓君の発言を許します。

件名は 1. デジタル田園都市構想に関する取組の推進についてです。

質問席から願います。

〈8番 榎本 真弓君 登壇〉

8番（榎本真弓君） 8番、榎本です。質問をさせていただきます。

デジタル田園都市国家構想に関する取組についてということで、議長に通告をさせていただきました。少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築は喫緊の課題となっています。新型コロナウイルス感染症などの蔓延を防ぎながら、働き方や教育、医療や福祉などの日常生活の対応が求められています。やがてであったものが、今、コロナによって急速に変化していると認識をし、対応していかなければなりません。

政府のデジタル田園都市国家構想への取組をはじめ、社会のデジタル化への流れが加速する中で、誰一人取り残されないデジタル社会の実現を目指して、地域の問題解決に役立てるデジタル化を適切かつ迅速に推進し、全ての住民がその恩恵を享受できる社会を構築する時代が到来しました。

その中で、国は、令和3年度補正予算、200億円のデジタル田園都市国家構想推進交付金を準備しました。事業の目的は、デジタル技術の活用により、地域の個性を活用しながら地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指し、地方からデジタルの実装を進めていく。このために、デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援するため、交付金による支援を行うものであります。

そこで、質問いたします。

社会のデジタル化への流れが加速する中、政府のデジタル田園都市国家構想推進交付金の活用を伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。

デジタル田園都市国家構想では、地方の豊かさをそのままに、利便性と魅力を備えた新たな地方像が提示されております。また、地方が抱える課題をデジタル実装を通じて解決し、誰一人取り残されず、全ての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現することがコンセプトとして挙げられております。

国では、その構想の実現に向けてデジタル田園都市国家構想推進交付金を創設をし

ております。この交付金のデジタル実装タイプは、補助率が50%、市町村に配分された地方創生臨時交付金の交付検討額とは別枠で、実質40%交付され、市町村の負担は10%となることから、非常に有利な財源措置となっております。

当町の喫緊の課題である有線放送代替施設の整備について、職員のプロジェクト会議を設け、調査研究を進めております。その中で、町内のデジタル化に向けて、音声と文字による情報発信方法によって防災情報をはじめ、行政情報、コミュニケーション情報等を専用のタブレット端末やスマートフォンを通じて町民の皆さんに発信していくこと、システムの整備を考えているところであります。この事業の財源として、この交付金の活用を検討しており、現在、県を通じて国へ実施計画を提示しております。

この件につきましては、方向性が定まったところで議会や町民の皆様にご報告してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。失礼しました。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 今、町長のほうからスマート端末を活用し申請をしているということになっておりますけれども、担当は企画のほうで、申請が現実になるのは、結果が分かるのはいつ頃になりますでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

現在、この推進交付金に対しまして、県を通じて国へ実施計画を提出しておりますが、ほかに提出している団体も多くて、このままこの事業が採択になるかどうか分からないんですが、4月末には結果が出るということで聞いてはおります。

以上です。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） それでは、結果が分かった段階で、いろいろまた違う質問もできるかと思っておりますので、これはこれで置いておきます。

次の質問ですが、これから今も現状として教育現場ではICTを活用した現実、そういう事業展開が行われているわけですが、教育現場での課題というのを教育委員会としてどのように捉えられているかということをお聞きしたいと思います。

それぞれ、一応、質問項目は提出しておりますので、答えの中で伺っていきたくと思います。お願いいたします。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） それでは、お答えさせていただきます。

国で進めています児童生徒1人1台の学習用パソコンと高速ネットワーク環境の整備を、当町におきましては令和2年度に導入し、およそ1年が経過するところですが、現在は事業において大いに活用を行っているところであります。

まず、小学校における課題としましては、授業中の学習で、どの場面において学習用端末機が必要なのかを検討していく必要があること、使用してるとき不意に学習用端末機を落としてしまうこと、操作方法の確認や学習用端末機の不具合の確認ができて使えないことなどが挙げられます。

中学校では、使い方に慣れている生徒が不必要なソフトをインストールしてしまうことでインストールができないように設定を変更したり、学習用端末機の破損や機器の不具合への対応といった課題が挙げられます。

生徒や先生にアンケートを実施したところ、問題が生じたときに生徒側から対策方法を教えてくれたり、学校側から禁止事項について生徒の意見もくみ取りながら、双方がよりよい活用ができるよう考えてまいります。

学習用端末機が導入されて1年が経過したところです。これからも課題が見えてくると思いますが、ICT活用のために、スタディー、学習のため、セーフティー、安全に、セルフコントロール、自制心を磨くをキーワードにし、来年度以降もさらなる活用を進めてまいります。

以上です。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 教育委員会、教育次長の答弁を伺ったところ、生徒側から逆に教えてもらえる時代が変わっているようなところも見受けられましたけれども、やはり、今、一番移行期、紙からデジタルに変わるということで、私の調べでは、2024年からはデジタル化の教科書、そういったものに移る可能性は当然あるように聞いております。ですので、これから社会の、これで急にコロナということで一気にデジタル社会に変わってきたわけで、正直、大人のほうがそれについていけないのが現状ではないかと思えます。

教育現場は、もういや応なしに1人1台の端末を持って、またそれに慣れていかなければいけないわけですがけれども、ちょっと初歩的な、まだ使い勝手のこととか、タブレットを落っことしたりとか、そういった違うものをインストールしてやったりとかっていう、一番興味津々のときですので、何でもやってみたいというときが今なのかなと思いました。

ただし、これはやはり教育ですので、教育次長のほうからもきちんとした教育としての活用ができるように、現場の意見も聞きながら動かしていただきたいと思えます。

私のほうの教育現場の課題の中には、例えば1つの課題を調べてきなさいといった場合、当然、インターネットを活用して言葉検索から何から入るわけですがけれども、要するに情報をどこから探すか、1つの言葉があっても、それをどこから調べていくかという分析をしながら理解をしていくというところを、子供たちに教育していかなくちゃいけないんです。ですので、本当に語彙力というか、文章力というか、それを普段蓄積をしておかないと、単純な表面だけの表現を解釈して調べるような方向にな

ってしまいますので、そこら辺が、やっぱり教育現場としては、先生たちの指導の在り方、それがとても重要になってくるんじゃないかと思います。

これは大人にも当然言えることなんですけれども、情報を探し出す能力とか、物を操作するのは慣れていけばできるわけなんですけれども、使いこなすこと、それがとても重要になってくるかと思います。ですので、先ほどのいろいろ現場から出てきた課題だけですけれども、これから教育委員会はますます現場と意見交換をして、それをどう解決してくかということが課題になりますけど、その辺は次長として、何かこれまでと変わった動きをやるおつもりはありますでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、導入して1年目ということで、これから課題も多々見えてくるところでございます。教育現場の先生方と意思の疎通や、また、連携を図って、そういった検討会を実施していけたらいいと考えているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 教育現場は次長にお任せするとして、大いにそういった変わってくる時代に合わせて課題を一緒に解決できる教育委員会であってほしいと思います。

それで、次の質問を行います。

このデジタル田園都市国家構想というのは、やはり社会全体が連動しているというものになります。次の質問は、今度は医療の関係で町民課に質問をさせていただきます。

民生委員の方が、今、日頃、とても見守り活動で行動していただいております。これは、コロナの中で大変ありがたいことで、また、コロナにならなくても、普段の中で、立科町の民生委員の皆様というのは大変ご尽力いただいて、効果が上がっていると聞いております。ただし、そればかりに頼ってよろしいのかということでもあります。

私は以前、子育て支援の関係でアプリの導入を提案したことがあるんですけれども、当時も対面ということを重きをおいて、立科町カラーとして、アプリ導入よりも対面を重視するというのが当時の課長の答弁でありました。しかしながら、ウィズコロナの社会の中で、今、行政がやるべきそういった準備はないのかという質問になります。

地域住民が安心して医療にアクセスできるよう、私の提案は、オンライン診療、これが、誰もが身近に受けられるように、現在、オンライン診療を適切に実施して、前提となっているかかりつけ、オンライン診療をやる前にもかかりつけ医師との連携はあるわけですが、そのかかりつけの医師について、その存在と役割を周知する広報活動などが行政の今やるべき姿ではないかと思っています。

もう既に、また、伊那市ではまた違う、かかりつけ医師というよりも往診というこ

とをされているんですけども、他の自治体でも行っておりますが、かかりつけ医師につながれるための行政の取組を強化することも必要ではないかと思っております。

町民課長としてはどんなように考えられているか、答弁をお願いいたします。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

まず、診療についてでございますが、これは、やはり対面により、観察、問診、触診、聴診といった診察を行うことは適切な診断や処方において大変重要なことであると捉えております。その意味で、これまでオンライン診療の普及がより必要であるというふうに考えたことはございません。この件について、町内の医療機関に問い合わせをいたしましたところ、大筋では、患者さんの様子を見るに、そうした必要性をあまり感じたことはなく、対応も考えていないといった内容でございました。

また、オンライン診療の大きな課題として、もしも診療に誤りなどがあった場合に、診察医師の責任を問われるため、特に個人の医師などにはハードルが高いことなどが挙げられます。しかしながら、今後も社会のデジタル化は進展していくと考えられます。この件に限らず、場合によっては社会全体に一気に普及することも十分に考えられます。

こうした取り組みについては、町単独というよりも、ある程度広域的な範囲で取り組むほうが効果的であると考えますので、今後の社会情勢の進展などに応じて適切に対応したいというふうに考えております。

なお、かかりつけ医の広報的なことなどに関しましては、医療関係者と意見交換などをしながら対応を考えたいというふうに考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） オンライン診療というのは、もう既に長野県でも何箇所か、当然、この近辺ですと、小諸医療センターがすごくデジタル化が進んでいる、小諸医療センターそのものが入ったときから全てカードで診察券が出てきて、なおかつ予約をしていると、そのまま動き出して、次の科に行ったときには、そこにあるQRをピッとかざすと、ご自分が来たという受付がなされて、スムーズにカルテが現場に落ちているという。ですので、慣れてしまえば、当然そういった医療関係では、今はもうデジタル化はなくてはならないものだと思います。先生方も全てパソコンを見てご自分で打っています。もう昔のように手書きでやっているという時代は当然なくなり、ただし、それがどんどん先へ進むのがこれからですので、町民課としては、やはり情報収集を常に務めていただければありがたいと思います。

やはり、広域でされたときに、そこに、当然、勉強をしておかなきゃいけないというのは、知った上でその説明を聞けばもっと深まりますし、活用もできますので、全く立科の場合は今は望まれていなかったり、またはそういうことができるという環境

ではないかもしれないけれど、担当の課としては、どのように社会が動いているかということは、常にアンテナを立てて行動をしていただきたいと思います。

そこはそれぞれの、このデジタル田園都市国家構想というのは、全ての課が網羅されておりますので、その課だけ遅れるようなことがないように、情報だけはキャッチしといていただければありがたいです。

私のほうでは、もっとほかに深くありますけれども、オンラインをやらないっていうわけではないですから、いつかは必ずやるときが来ますので、今は情報収集のチャンスのとくと捉えていただければありがたいです。

では、次の質問に入ります。

新しい分散型社会の取組についてということで通告を出させていただいています。

総務省が1月28日に公表した2021年の人口移動の報告によると、東京都は転入者が転出者を上回る転入超過が前年より2万5,692人減り、外国人を含める方法に変更した2014年以降、最小を更新し、東京一極集中がさらに鈍化しているということです。コロナの中で、東京の郊外へ引っ越し人が増えているのは現実で、リモートワークの普及、定着により、都市から地方への人の流れは進む。

それでは、コロナ禍が治まるとリモートワークはなくなるのか。これはなくなりません。オフィス出勤、要するに会社に出勤する、それか、厚生労働省の調査では、テレワークを実施している4割の企業が今後も同程度か拡大して継続したいと考えているということです。さらに、アメリカでは、リモートワークができるかどうかで転職を含めた仕事を選ぶ条件になってきているということでもあります。現場対応の職種でなければ、リモートワークはますます普及するものと思われま。

そこで質問します。

新しい分散型社会の構築への総合的な取組を積極的に進めてはどうかということでもあります。担当は企画でよろしいですか。企画課長、お願いいたします。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 分散型社会のことをお答えする前に、先ほどデジタル田園都市国家構想推進交付金の結果が出るのはいつかということで、私は4月末とお答えいたしましたが、正確には3月末頃で、遅くとも4月中には結果が出るということが正確かと思えます。

新しい分散型社会の取組としましては、平成29年度から取り組みを始めたテレワーク推進事業も分散型社会の取組の1つと捉えております。

デジタル田園都市国家構想では、地方がデジタル実装をすることで、地方で生活をし、希望する仕事につくことや希望する進学先で学ぶことを実現させていくもので、特に10代後半から20代の若者の転出が多く、人口減少が課題の当町からすれば、大変魅力的な取組です。

当町では、来年度、行政手続きのオンライン化、地域社会におけるデジタル化の推

進に向け、民間企業からのデジタル専門人材の派遣を予定しており、まずは情報を収集し調査研究をして、デジタル化に向け一層の取り組みを進めていきたいと考えております。そして、来年度、上田地域定住自立圏の次期共生ビジョンにスマート社会の実現に向けた取組が新たに追加され、行政サービス、産業、健康、福祉、学び、交流など、暮らしを支える様々な分野で、先進技術、デジタルツールを活用した取り組みを進めるための調査研究を行うことになっており、広域としても調査研究に取り組んでまいります。

以上です。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 立科町単独で何か事をするのはもうちょっとあとということですよ。

やはり、今回、交付金の申請にチャレンジできたというのは、これはすごい高い評価をさせていただきます。多分、この発表があつてから申請をするまで短時間、本当に短い、タイトな時間ではなかったかと思うんですけど、よくそこに企画課として取り組み、または申請ができたなと思いますけど、その辺はどうでした。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

前から職員によるプロジェクトチームで有線放送の代替施設の研究はしてまいりました。ちょうどこの交付金があったのは、年が明けて1月になってからだと思うんですけども、そのときに、ちょうどこの交付金があるということで、これは財政負担も少ないし、取り組んでみる必要があるということで、急遽、勉強させていただいて、これを検討の中に入れて実施計画等を上げている状況でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 担当課として、そのタイトな時間の中で申請を行えた、また、それは当然、前々からの調査研究をしていたというベースがあるからであって、これからすべて交付金申請はそういう環境になってくるかと思えます。ですので、立科町として、どういうまちづくりをしていくかということを常に計画をしてないと、交付金が出たら即という、これがこれからとても求められるときになるので、いつかなんていうことではなくて、ベースは当然考えておかないといけないと思えます。

これからこの申請が、結果が出るのがもうちょっとあとになりますけれども、本当に国に採択されて事業が行えるようになったら、またよりより立科町になるんじゃないかと思えますので、本当に課としての行動には高く評価をしたいと思えます。ご苦労様です。

それでは、もう一度、企画にお伺いいたしますが、上田のスマート社会の定住自立圏の関係ですけれども、これは、上田市とのコラボで何か行うということになってくるのでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

上田定住自立圏は、上田市のほかに、東御市、青木村、坂城町、長和町、あと、群馬県の嬭恋村でうちが入る、その町村によって、これから次期共生ビジョンの中でスマート社会の実現に向けた取り組みを行っていくということで、会議等、あと、視察研修もあるかもしれませんが、そういうことを行っていく予定でございます。

すみません。1つ落としました。坂城町も入っております。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 今、議会もコロナで全然交流ができない状態なので、そういった情報交換ができる場がないことですが、やはり、先ほど町民課も言ってくれた広域という動きが、定住自立でもあり、佐久の場合は広域がありますけれども、やはり他の自治体も同じような課題を抱えているかと思えます。これは、上田定住ですので、上田が中心都市になってくるわけですが、同じ課題を共有しながら解決ができるというのは、大変ありがたいことだし、また、そういった取り組みをこれからはしていかなければいけないので、これも企画担当としては、本当にしっかりと行動して、また、発言もお願いしたいと思えます。

新しい分散型社会というのは、これから東京が全て環境が整っているわけではなくて、地方も、環境は全く同じようなデジタルの社会になっていくわけです。ただ、このデジタル田園都市国家構想のコンセプトに、地方の豊かさをそのままに、利便性と魅力を備えた新たな地方像を提示するものというのがコンセプトにあります。ですので、今はちょうど移行期ですので、そういった環境を整えるだけのときでちょっとあたふたしちゃうんですけれども、これが東京でも、大阪でも、また、立科でも、そういった環境が整ってしまえば、地方のほうがはるかに豊かです。緑もありますし、植栽、野菜も全て、空気もきれい。ですので、東京にはない魅力を地方がどれだけ持っているか。だから、コンセプトに、地方の豊かさをそのままに利便性と魅力を備えた新たな地方像ということが、ここに線書きで書いてあるわけです。全ての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する、地域の個性を生かした地方活性化を図り、ボトムアップの成長を実現し、持続可能な経済社会を目指すということです。

ですので、もうあと数年でそういった時代が来て、逆に立科町の魅力をどう発信したり、どうまたそれを伝えていくかというのが、この次の社会になるわけです。もう、東京の二番手みたいな、ミニ東京、ここにも書いてあるけど、ミニ東京ではない、個性豊かな、個性あふれる地域を実現するために、この交付金は存在しているわけです。ですので、今はまだついていくだけの社会でいいです。いろんな申請。だけど、先ほどの企画が行ったように、今、立科におかれた課題を、この交付金を使ってみんなが豊かさを享受できるのに申請を出したというのは、まさしくタイムリーな取組でした

ので、この交付金そのものはまだ続くと思いますので、しっかりとそこは捉えていただきたいと思います。

これからです。立科の魅力は、大いに発信するところです。

それでは、4番目の質問をさせていただきます。これは町長にお願いいたします。

全国町村会、これは議長会もそうですけども、全国町村会で2021の12月にデジタル田園都市国家構想の担当大臣及び地方創生担当大臣と地方6団体の意見交換会を開催をしました。全国町村会の荒木泰臣熊本県嘉島町長より、持続可能な国づくり、地域づくりのため、感染リスクや地震など、大規模災害からの防災、危機管理等の観点から、東京一極集中の是正は重要課題、さらに、デジタル田園都市国家構想の実現について、交付金は、自由度が高く積極的に活用できるものとしていただきたいと意見を述べられております。

立科町も申請をしていますこの事業を実現させて、デジタルを活用した立科町の目指す姿はどのようなものか、町長にお伺いいたします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響もあって、以前は私ども出張を伴う会議というものがあつたものが、最近はオンライン会議に変わりました。出張をせずに会議に参加できる便利な時代だということを実感しております。このようなデジタル技術等の進歩は、私たちの暮らし、働き方を今後も大きく変えていくというふうに捉えております。

これまで当町では、有線放送や広報費等の紙媒体による情報発信が主流となっておりますけれども、ホームページやSNS、防災アプリなどによる情報発信も併せて行っております。しかし、これからは電子媒体による情報発信が主流になってくるといふふうに考えております。パソコンやタブレット、スマートフォンを使ったことのない方にも少しずつ慣れていただいて、データ化に対する不安や苦手意識を徐々に取り除き、この構想のように、町民の誰もがデジタル化のメリットを享受でき、心豊かな暮らしを実現できるまちづくりを推進したいというふうに私も考えております。

また、暮らしを支える様々な分野で、先進技術、デジタルツール等を活用した取り組みを進めるための調査研究が必要であります。町独自、そしてまた、先ほど担当課長のほうから申しあげましたけれども、上田地域定住自立圏の枠組みでも連携して研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

ちょっとあれですけども、私どもの立科町は、先ほど来、申しあげた上田地域定住自立圏、こちらにも加盟しております。大変ありがたいことです。これは嬭恋村も、上田とのつながりもありまして入っております。私どもも、東御市、あるいは上田、もちろんそういった、長和も入っております。そういったところとのつながりができているということは、佐久地域の自立圏もあるわけですので、本当に心強いというふ

うに思っていますし、特に上田の地域自立圏は、ある意味では、こういったデジタル化といいますか、技術的なことを、機械ものもそうですし、いろいろなIT関連もそうなんですけど、非常に進んでいます。そういった枠組みの中に入っている立科町が、これから研究を一緒になってやっていけるといことは大変ありがたいことだというふうに思っております。

併せて来年度は行政手続きのオンライン化、地域社会におけるデジタル化の推進に向けて、民間企業からのデジタル専門人材の派遣も予定しておりますので、今後、より一層の調査研究を進める中で、デジタルを活用した街の将来像となるものを見つけたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 現実、それを自分の中の実感として落とし込むのも、まだそのときに来ないと、なかなか想像ができないという感じではありますけれども、私がいつも言うのは、とにかくデジタルというのは道具ですから、慣れればできちゃうんです。だから、いつも毎年、毎回言っているのは、運転をできる皆さんですから、高齢の方でも、若い方も、当然、自分のツールとして運転をされますけれども、運転をできるのであれば、デジタルなんていうのは、もう苦手意識を取れば全然先へ進むかと思えます。それは、とにかく楽しんでやっという環境づくりだけはしてかないと、嫌われちゃったら、ちょっと最後、難しくなりますので、楽しみながらできるようにサポートしていくのは、経験者のほうの責任じゃないかと思えます。

では、続けて町長にご質問をさせていただきます。

実は、六、七年前に商工会がデータセンターの勉強会をやってくれたことがあり、私もそれに参加をさせていただきました。当時、説明があつて、私はそのまますぐ調査が始まるのかと思っていましたけれども、なかなかそれは実現していません。それで、産学官、この連携がとても重要であると。当時、そのまま実現するかと思つたができていない。

ですが、経済産業省において、今年の1月にデータセンターに前向きな地方公共団体の募集が行われ、ウェブ会議を実施をしました。政府は、今後、5年程度で民間企業のデータセンターを地方に十数箇所誘致する方針であります。誘致に前向きな自治体が候補地を調査する、そのための費用も、来年度、新年度から交付する。当時は、調査の補助金があるというのは私も知りませんが、立科町は、まだまだ調査ができていないんです。ですので、災害が起きないとか、環境がとにかく涼しいとか、いろんなデータセンター誘致に向けた条件が数多くあるんですけど、いろいろよさが、私ども立科町の魅力が分かっているけれど、まだ調査をしていません。ですので、常にこの気持ちだけが先走りするのではないかと思うんですけど、データセンターの誘致に関する調査、町長はどういうふうにお考えになっているか、ちょっとお聞かせ

ください。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

データセンターの誘致につきましては、私も議員時代に研究した経過がございます。ただ、その際に、一番課題になりましたのは、大容量の通信回線や安定した大量の電力供給、そして、立科町にとって過大なのは、土地の確保等の必要性、こういったものが必要があるなというふうに思っているわけでありまして、現時点では、まだまだそのハードルが高いというふうに認識しております。情報をこれからも収集し続けながら研究を続けていきたいというふうに思っております。

先ほど議員がおっしゃったように、ちょっと期間がたっているのは、どうしてもそういう地団駄もあるのかというふうにも思っております。

それと、議員、今の調査費用の補助の関係も答弁してよろしいですか。

このデータセンター誘致に向けての調査費用の補助というのもあるということがございます。これにつきましては、調べさせていただきましたけれども、調査費用の補助は、国の令和3年度の、先ほど議員がおっしゃいましたけれども、補正予算事業のデータセンターの地方拠点整備のことというふうに思われますけれども、町でも調べた結果、国の想定しているデータセンターは、非常に大規模で、10ヘクタール規模の用地が必要だということが、いわゆる調査費用補助の関係の事業関係について、ひとつ大きな要件があるということでありまして、そういったことを考えますと、広大な土地が、必要性が出てくるということになれば、当町としては非常に難しいなということも言えるわけでありまして、ハードルの高さは感じておりますけれども、今後、この国の補助事業要件、これらが用地規模等が緩和されるというようなことがあるとすればどうかということもあります。

そういった関係の中で、確かに立科町は企業誘致がなかなか進まないという中で、このデータセンター問題はしばらく前から議論がされてきているわけでありまして、今後も注視をしていきたいというふうに思っております。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 先ほど町長がおっしゃられた用地が10ヘクタール、それが1つのネックになるということですか。だけど、国は地方に、当然、データセンター計画を建てています。要するに一極集中を避けて、また、いろんな災害のリスクをしょわないために分散させていくという計画だと思いますが、用地そのものであるならば、当然、緩和もこれから考えていくんじゃないかと思っておりますので、ぜひここは注視していただいて、やはり、これがまた1つのどういう社会を目指すかという姿勢になってくるかと思っておりますので、ぜひ、これは補助金もあるから、私は1回調査はするべきで、何がリスクとしてだめなのかという調査だけでも、その対象にもならないということですか。調査対象にもならない。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 要するに、今、私どもが、一番課題になっていますが、調査するのに、要するに要件、これが絡んでいるんです。いわば、その調査ができれば、ある意味、いいんですけども、調査するのに、その要件がかかっていますので、できれば、その要件を緩和いただくとありがたいというふうに思います。

そんなことで、データセンター問題は、毎回言われていますけども、土地の広さの問題もそうですし、もう一つは、水を嫌うという問題もございます。ただ、立科町は寒冷地でありますので、適地であることに間違いはありませんが、そういったいろんな課題があることも事実であります。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） それでは、本当の土地の広さが重要なのがあるのかも分かんないけど、立科町は、とにかく年間の平均気温が低いことと、災害がない、自然災害のリスクが低い、そういったことは、もう当然あって、逆に海外からも日本の安全なところと、あとは人、とても信用ができる人が日本人という、その信頼がとても海外から着目されています。必ず土地の広さだけじゃなくて、これが緩和されれば、またいろんな意味で動きができるんでしょうけれども、ぜひ、蓄えておいていただいて、いざというときにはさっと手が挙げられるように、企画課のように手が挙げられるように蓄えていただければありがたいと思います。

それでは、私は、町長に今回データセンター、これは議会での質問になりますけれども、なかなかもっと話したいことがいっぱいあるんじゃないかと推察しますが、やはり人と自然が輝く町ということで、これから、とにかく地方がとても魅力的に発信できる時代が必ずというか、今も来ていますが、もっと発信できる時代になっています。どんな事業を行っても100%成功はなくて、また、やらないことで失敗ということにならないように、要するに後れを取らないように常に勉強して蓄えておいていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（田中三江君） これで、8番、榎本真弓君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は、3時25分からです。休憩に入ります。

（午後3時13分 休憩）

（午後3時25分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、5番、森澤文王君の発言を許します。

件名は 1. 町内の学校周辺の野焼きについて

2. SDGsへの取組として廃棄野菜の利用を考える事についてです。

質問席から願います。

〈5番 森澤 文王君 登壇〉

5番（森澤文王君） 5番、森澤文王、通告に従い質問いたします。

1、町内の学校周辺の野焼きについて。

コロナ禍の中で、学校の換気中に周辺で行われている野焼きの煙が校舎に入るとい
うことで、町民より相談があった。町としての対応についての考えを問う。

この件は、昨年行われました議会主催の町民と語る会で、町民の方から寄せられた
ものです。これは行政が対応するにしても、学校は教育委員会、野焼きは産業振興課
と、担当が分かれるだろうことはすぐに想像が付きましたので、こういう問題こそ一
般質問で取り上げるべきと考えて質問させていただくことにしました。次の（1）ま
で、合わせてお答えください。

（1）昔から行われている野焼き、現在のコロナ禍による定期的な換気という簡単
に答えの出ない問題ではありますが、町はどのようにするか、行政としての考えをお答
えください。町長、お願いします。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 議員の質問にお答えをさせていただきます。

屋外で廃棄物を焼却する、いわゆる野焼きは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に
より原則禁止とされておりますけれども、農業者が行う稲わらの焼却などの農業を営
むためにやむを得ないというものについては、焼却禁止の例外とされております。

近年では、これまで稲刈り後に水田から持ち出して利用されていた稲わらも、その
まま燃やしてしまう姿が近年見受けられるわけでございます。これも農家を取り巻く
現状から見てみると、致し方ないというふうにも思うわけであります。

畑の枯草等の焼却作業中に火に巻かれる等の死亡事故の発生、また農地周辺の観光
客から残茎等の焼却により発生する煙や臭いなどがついて、指摘が寄せられているこ
となどから、長野県からも農作物の残茎等の適正な処理についてとして、注意喚起が
されているところであります。

例外として認められるとは言え、周辺地域の生活環境に与える影響は軽微でなけれ
ばならないものでありますので、できるだけ焼却によらず堆肥や引きわらなど、利活
用をしていただくことや、もうやむを得ず焼却する場合は、時間帯や周辺の状況など
を考慮していただくことなど、関係機関とも連携して農家の皆様への周知に努めてい
きたいというふうに思っているところでございます。

今回、学校関係についての質問もいただいておりますので、教育次長のほうからも
答弁をさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

今回、学校の換気中に野焼きの煙が校舎に入るとのご相談ですが、今回はコロナ禍において換気を行ったことで、偶然にも野焼きを行う時期と換気が重なってしまったことと捉えております。

このことから、換気を行うときは周辺の状況を確認し換気を行うこととし、また農家の皆さんには野焼きを行う際には、風の弱い時間帯などを選んでいただきようお願いするものであります。

以上です。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） 世代のギャップもあるんでしょうけども、私どもの年代だとそんなに野焼きの煙は気にならないんですけども、今回はコロナが悪いと、換気しないとイケない環境がそもそもいままでなかったわけですから、このようだと思うんですが。ただ、今後もこういうことは起こり得る中で、一つせっかく質問した中でご考慮いただきたいんですが、佐久のほうで私が聞いた話ですが、念願のマイホームを建てたと、よし、ではまきストーブにしましょうと、温かくて気持ちいいと、そうする煙突の煙が流れていく先のほうのアパートから洗濯物が臭くなったと苦情が出ると。こういうような私たちが、まだまきでお風呂を焚いている頃から考えると信じられないような苦情というのは、世の中から出るようになっております。

今回のことも学校なので換気していたから入ってきたというもので、多分、周辺の住民の皆様は煙かったら窓を閉めていると思うんです。ただ、時代が変わってきているので、こういうところの配慮、今後の対応について、町側として何か考えがあればお答えください。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

議員のおっしゃることもよく分かります。ただ、いずれにしても、これどういってもこういった、いわゆる私どものほうは里の農業地帯多いわけでありますので、農家の皆さん方に見れば、ひと頃は先ほど申し上げましたけれども、いわゆる昔といいますか、はぜかけをして、その後脱穀をしてそのままものをしっかりと稲わらを使ってきてということですので、全然してなかったということもないと思いますけども少なかった。

野焼きの問題というか、土手の野焼き、こういった問題は、これは前からあったことだと思うんですね。そういったことを考えますと、今、行政としてどうするかということになりますと、非常に難しい問題で、ただ、これはお互いの一つには常識の範囲ということになってくるかと思えます。互いに許し合うあるいはそのところに遠慮する、そういったものが互いにないと、なかなかこれはつながっていかない問題だ

というふうに思います。これが決定打というのではないと思うんです。

前に議員がおっしゃっていただいた太陽光と環境の問題なんかと同じようなもので、他方では大変いいことなんですけども、ただ、他方では非常に迷惑といいますか、そういうこともあるわけで、ですが、これはその時期にもよるんでしょうけれども、やはりある程度互いに気をつけるということかなというふうに思います。

あと一つは、学校の問題が今絡んでいますので、学校ということになりますと当然そこには教員の皆さんがおられる中で、家庭のご両親はいないわけですので、やはりある意味では学校に委ねられる部分もあるわけです。そういったところと、それから地域との関係、これらの連携というのは出てくるんじゃないかなというふうに思っています。

逆に、佐久市みたいなどちらかというところの都市部のようなところになりますと、逆にそういったところは希薄になってきているだろうと思うんです。かえって逆にその立科町のような農村地帯のところというのは、互いに理解をすれがえる問題だなというふうに思っていますので、これらについては、これから啓蒙活動しっかり進めていく中で、できるだけ互いの理解を得ていくという中で、どのように進めていくかという行政として手探りではありますけれども、やっていかないといけない問題だなというふうに思っております。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） 町長のおっしゃるとおりかなと、お互いの譲り合いと環境に対するお互いの配慮、これでやっていくしかないと思う。学校に関しましては、もう多分スケジュールでこの時間には開けるとか、多分やっていたのではないかなと推察されるんですが、煙かったら開けなきゃいいということでもうまく対応してもらえるような雰囲気でしたので、この問題は解決に近づいたのかなとこのように感じております。一般質問させていただいてちょうどいい題材になったのかと思いますので。

では、次の質問に移りたいと思います。

2番、SDGsへの取組として廃棄野菜の利用を考える事について。

近年のSDGsの考えから廃棄野菜の有効利用と農業従事者の収入確保についての考えを問う。（1）と併せてお答えください。

（1）おいしく食べることはできるが、出荷できる状態にない作物を行政が救うことはできないか。

この質問も町民の方からご意見をいただきまして、町の考えを問うものであります。通告書では、文字数を減らすために廃棄野菜と書きましたが、まず普通に出荷できる作物は出荷されます。条件に満たないものは直売場などで売ることができます。そして、その基準にも満たない傷物などで販売ができない、しかし（1）で言いましたようにおいしく食べることはできる。こういう野菜などの作物を捨てないで売買できる取組を考えられないかということが質問の大まかな趣旨です。専業、兼業、家庭野菜

まで当町では農作業に携わっている方が多くいらっしゃいます。農作業が単純な時給換算では割が合わないということは皆さんご存知のとおりだと思います。

そこで、今回申し上げております、食べられるが売れない作物を、例えばほぼ原価での取引をする場を作って農業従事者の収入の確保の手段の一つ増やすということ、そのことが近年様々なところで言われているSDGsの考えと合うと考えるんですが、町長の考えを伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。両角町長、登壇の上願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員のご質問にお答えをさせていただきます。

規格品は普通に出荷ができる。規格には満たないけれども、傷がないものなどは直売場などで販売することができる。それら以外の傷物について、当然、売買できる、売り買いできる取組を行政できないかというような質問かなというふうに思って、ご答弁させていただきますが、農作物の規格は取引や流通をスムーズに農作物の品質や価格を維持し、地域ブランドや農家の収入を守るためにあるものと認識をしているところであります。

おいしさや品質は劣らないが大きさや形がふぞろい、色づきがよくないなど、規格から外れたものの多くが自家消費か廃棄処分になっていることは承知をしているところであります。

また、そういった規格外の野菜等については、全国では産地直送やカット野菜等の加工など6次産業として独自に取り組む農業者は増えておるようではありますが、オンライン直売のノウハウや加工コストもかかることから、中小規模の農家にとっては費用と収入のバランスを取るの難しいというふうに聞いております。

消費者からすると味は規格品と変わらない野菜を安く手に入れることは嬉しいことではありますが、一方で規格外の安価な野菜が多く出回り過ぎれば、規格品が売れなくなってしまうということも予測されますし、農家のにとっては非常に規格品が売れないということは収入の減少にも直結するわけでございます。規格品が適正価格あるいは安定価格で流通することが、農業経営には最も重要であるというふうに考えております。

町としてやれることとして農家の方が自分で値付けをして規格外のものは少量のもので販売できる施設として平成14年に農産物直売加工施設を整備し利用していただいております。

この問題についても、先ほどの問題と同じで、非常にある意味どっちがどっちかという部分もありますけども、やはり私ども行政としては農家の皆様方の収入安定ということが一番でありますし、そのところをしっかりと行政として下支えするという事かなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） 今、ご理解をいただきたいというふうなご答弁をいただいたんですが、簡単に「うん」というわけにもなかなかいかないわけで、先ほども申し上げたところですけど、世代の問題が若干あるんですよね。もったいない、食べられるものは食べたい、でも自分の家で食べる以上の量が出てしまった。しかし、傷が入っているから足がはやくて傷んでしまう。これをどうにか、自分が働いた農家の時給計算なんて、もう200円とかよく言われますけども、そのような価格に添うにしても、どこかで売れる場所が欲しい。あったほうがもったいないくない、こういうことなんですよね。

この辺のことにつきまして、可能であればちょっとなかなか想像つかないんですけど、役場の中でワゴンセール、昼の時間に来てもらって売ってもらう。作った人が持ってきて手売りをして、1個、10円でも20円でも売るとは可能なのかもしれませんが、庁舎内ではそれは可能なのでしょうか。これは担当の方でもいいですからお願いします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 可能であるかということでございますけども、庁舎内では民間の販売業者には一部ではございますけども、役場の庁舎一部を使用させていただいて販売は可能となっております。

しかしながら、やはり行政財産の目的外使用ということで、そちらの条例にのっとりまして使用料をいただいておりますので、その使用料と販売価格との収益の差、そちらが身になるのかどうかということところはちょっとなんとも言えませんけれども、それについては大変状況によってご判断いただくことなのかなあとと思いますが、最低限の利用については、ご希望があれば検討はできるかとは思っております。

以上です。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） 今、使えるというご答弁をいただいたところでございますけれども、先ほどの町長の答弁の中では、市場の流通価格が狂ってしまうことも想定できると、狂うほどの捨てる野菜が出ているかどうかという状況判断がまだできておりませんので、私先ほど1個、10円でも20円でもと言いましたけど、もっと高いかもしれませんし、私、十何年前に乾物を手売りする仕事をしたことがありまして、当時、佐久市の庁舎と上田市の庁舎で一角借りて販売とかしたことがあるんですけれども、佐久市はその当時、1,000円、お昼の時間で1,000円ぐらいの場所代をお支払いして商売するという、ただ商売品の単価が高かったので商売になりましたけれども、今回、私がお聞きしている、おいしいけど売れないという野菜と単価が場所代に見合うかどうかというのは、ちょっと全然想像がつかないところでございますけれども、これも一つの腹案としてちょっと押さえておいていただいて、そういう希望者の方がいてできるのであれば、そういう場を設けていただければ非常にありがたいと思います。

先ほど6次産業の話もちょっといただいたところでございますけれども、そういつて傷んでしまった、傷がついてしまった野菜は大体加工して売っていくという、まあ、リンゴだったらジャムとかジュースとか6次産業化が今進んでおりますので、そうしたところに回していくようなのも想像できるんですけども、これが最近なかなか面倒くさくて、昨今うちの森澤家でもちょっと問題になりまして、成分表示の規定がここにきてぐっと指導がうるさくなってきまして、砂糖のグラム数だとか、何かたんぱく質の量だとかそんなような成分表示も必要ではないかということをおっしゃっております。

これをやると、一回調査してもらうのに1万円とか1万4,000円とか、ちょっと私も詳しい自分が提出しないので分からないんですけども、ラベル1枚作るのにコストがかかってしまう。売り上げで2万円のものを目指して作っているのに、その前に1万4,000円の調査費がかかると丸々赤字で、これやらないほうがいいなど、こういう判断をせざるを得ない。

農家においてやらないほうがいいという判断をすることは、なかなか産業の振興につながっていかないわけなんですけども、本日なかなか話題のキーワードが出ております過疎債、今後のプランの中に産業振興の中で6次産業化とかも項目が上がっていたと思うんですけども、この立科町の農家の収入の底支えとして、そのような事業をこれから考えていかなければいけないはずなんですけども、そのあたり町長、今後の計画振興策定の中でそういう文言が入っていくであろうということは、今のうちに断言できればしていただきたいんですけども、誰かご答弁できる方、お願いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 大変議員のほうから難しい質問を突き付けられましたけれども、やはり先ほど私も6次産業化という言葉を出させていただきました。

6次産業化というのは、一つには先ほど議員おっしゃったように、一つの原材料をいかに有効活用するか、それを付加価値をつけて出していくかということですから、ただそこにはいろんな諸問題、諸課題があります。

やはり一つの商売として成り立つというには、それ相応の収支バランスもとらなければいけない。そのためにはどうしていくのがいいのかという量が必要なのか、あるいは品質なのか、というのは品質というのは逆に食べていただいて満足感をいただくかということにもなるわけですので、そういった観点の中でどのようないわゆる立科町として一つの特産につなげていくことにもできないわけではないと思いますが、その辺のところはちょっと手探りの部分がありますが、一つには町としてということもですが、私が常々考えているのは、それぞれ地域によって違いはありますけれども、やっぱりそういう組織を作ってそれでそのところに、「オイ、行政どうなったんだよ」というような、そういった組織が出てくれると非常に行政としてやりやすいと思うんですね。

そういったような形が取れてくると、例え小さな立科町といえども、おいしいものがたくさんあるわけですので、それがどのような加工としてそれができてくるのかということにつながっていくのかと思います。

議員から非常に難しいとも言われたんですが、やはり進めていく上で行政としてどうのことよりも、そういったことをやっぱりやっていただけるような人たちが出てくればいいなと、このように思っております。答えになりませんが、非常に難しい問題であるかと思えます。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） シャベっている私も難しく、ちょっと分からなくなってきましたけれども、今、町長がおっしゃっていただいた、誰か引っ張っていく団体が、まあ、立科屋にやってほしいんですけども、今、例え町長が社長だからといっても、ここではちょっと通告外のことですので、その辺には触れませんが、6次産業化も捉え方は大きな施設で作っていくというのもあれば、個人宅で作っているものも有効に、私は常々言っていますけれども、農業のブランド化って一旦は終わっていると思ってしまうと、両角正芳さんが作った米でないと食べたくないといったら、もうそれ以上のブランドは存在しないわけですね。

6次産業もそこに附随していくので、そうするとこの人が作った加工品じゃなければいやだまで、一回言ってしまっているの、わざわざ戻してみんなで品質の管理が難しいことをする必要はないし、先ほど申し上げましたけど基本的にもったいないし、農家の皆さんはそのもったいないをちゃんと現金に換えるすべとして加工品を作る。つまりそういうことをやっていらっしゃるわけです。

一応、今回SDGsと書いてあったんで、少し触れなければいけないんですけども、私が持っている資料が結構最初のほうに買ったものなので、解釈難しいんですけども、ゴール2が、持続可能な農業を促進するとかあるんですけど、その中の一つに、小規模食糧生産者の農業生産性及び所得を倍増させるなんていう文言があるんですけど、倍増まで行かなくても世の中こういうふうには動いていますので、まあ、この文書の解釈はちょっと前段の分があるので、そこだけで言えないんですけど、そのように農業収入というのを考えていかなければいけないであろうということで、今回の質問とさせていただきますが、これなかなか簡単に進んでいかないので、今出せる答えは多分ないというところだと思いますが、こういう姿勢でまたこの後継続しても、発生するかもしれませんが、その件はお願いするとして、では次の項目に行きます。

(2) SDGsについては、教育の現場でも取り上げられていると考えるが、学校給食にこの野菜を使えないか。ここまでの話の流れで説明はもう不要と思いますが、地産地消の考えも取り入れ、味と安全性の確保がされている作物ならば、学校給食に使うことも、また今後の立科町のためになると考えますが、町長の考えを伺います。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） 町長にということでございますが、学校給食ということで私のほうから答えさせていただきたいと思います。

現在、小中学校では地元の農家さんから野菜など仕入れております。仕入れている野菜はジャガイモ、タマネギ、大根、白菜などで、果物ではリンゴを仕入れているところでもあります。

学校給食では地元でとれた野菜を子供たちに食べさせることが食育の一つと考えておりますので、規格外のものであっても利用できるものは学校給食の食材と利用しているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5 番（森澤文王君） 学校給食ではなかなか利用が進んでいるということで、あまりこれ以上は口が挟めるところではないのかなと感じております。

まとめますけれども、今回ちょっと町民の方からいただいたお声から質問を構成しておりますけれども、なかなか今回一回ではどうこうということもなく、経過観察の必要の中で私も今後注視して、これからの問題も見ていきたいと思っておりますので、その感じで進めていきたいと思っております。では、これにて私の一般質問を終了いたします。

議長（田中三江君） これで、5 番、森澤文王君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。ご苦労さまでした。

（午後 3 時 52 分 散会）